

第五十一回国会 参議院 法務委員会 會議録第二十五号

(四四九)

昭和四十一年六月九日(木曜日)

午前十時三十九分開会

委員の異動

六月八日

辭任

井川 伊平君
平井 太郎君
瀨谷 英行君
龜田 得治君

補欠選任

岡村文四郎君
安井 謙君
柳岡 秋夫君
大矢 正君

出席者は左のとおり。

委員長

和泉 覚君

理事

委員

木島 義夫君
松野 孝一君
稲葉 誠一君

後藤 義隆君
斎藤 昇君
鈴木 万平君

中野 文門君
中山 福蔵君
大森 創造君

柳岡 秋夫君
市川 房枝君

國務大臣

法務大臣

石井光次郎君

政府委員

警察庁刑事局長 日原 正雄君
法務省民事局長 新谷 正夫君
法務省入国管理局長 八木 正男君

最高裁判所長官代理者
最高裁判所事務
總局民事局長

菅野 啓蔵君

事務局側

常任委員会専門員

増本 甲吉君

説明員

自治省税務局
定資産税課長 森岡 敬君

本日の會議に付した案件

○檢察及び裁判の運営等に関する調査

(横須賀における朝鮮人家宅搜索事件に関する件)

(北朝鮮スポーツ関係者等の入国問題に関する件)

○借地法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(和泉覚君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

本日は、まず、檢察及び裁判の運営等に関する調査を議題とし、横須賀における朝鮮人家宅搜索事件に関する件及び北朝鮮スポーツ関係者等の入国問題に関する件について調査を行います。稲葉君。

○稲葉誠一君 横須賀の朝鮮人家宅搜索の事件ですが、ことしの五月十三日の午後二時四十五分ごろ、横須賀の長浦町四丁目二十三番地の崔龍国という人の家が警察の搜索を受けた、こういう事件があるわけですが、どういふようなことから搜索をすることになったのか、この経過を御説明願いたい、こう思います。

○政府委員(日原正雄君) 報告を受けております横須賀市の事件の概要を御説明いたしたいと思います。五、五月の十三日の午後二時四十分ごろ、横須賀署の指令室に電話がありまして、「いま長浦の朝鮮人部落の杉山という者が、奥さんを殺して荷づくりしているところです。すぐ来てください。」という男の声で「一〇番があったわけでございます。で、「あなたは」と、こちら側で聞き返しますと、「隣の長島です」と、こう答えましたので、警ら中のパトカーに緊急指令を出しますとともに、長浦部落を管轄しております田浦署に速報をいたしました。横須賀署のパトカー一戸、永島両巡査が乗務しておるパトカーが横須賀市内を安浦町から小川町方面に進行していたわけでございますが、指令を受けまして直ちに緊急進行に切りかえをいたしました。長浦部落に向かつて、長浦の派出所前で田浦署のパトカー——これには田中巡査外一名が乗務いたしておりますが、それと合流いたしました。午後二時四十七分ごろ長浦小学校わきに到着をいたしました。ここからは道が狭くてパトカーがはいれませんので、戸塚、田中の両巡査が直ちに飛びおりました。約二百メートル離れた長浦部落に急行して、二時四十八分ごろ到着をいたしました。運転を担当しております乗務員二名は、パトカーを交通の妨害にならないよう道路はたに寄せておりましたので、戸塚巡査等より若干おくれに到着をいたしました。それから警ら中の横須賀署の他のパトカー二台、それから捜査第一課の機動捜査隊無線車一台も急行いたしました。午後三時五十分ごろこの部落に到着をいたしました。それから田浦署からは捜査係長以下九名、これが三時五十分ごろ、同じ時刻にここに到着をいたしました。それから田浦署長以下五名、これは三時七分ごろここに到着をいたしました。

それから到着後の措置でございますが、二時四十八分、四十九分ごろに長浦部落に到着をいたしました戸塚、田中巡査が杉山という家をさがしたのでございますが、わかりませんので、たまたま部落内の鈴木方入口にいた女の人に、「人殺しがあった」という電話があったが、杉山さんの家は

どこですか」と聞くと、「あの家が杉山さんの家です」と、約十五メートル離れた孫方を教えてくれたわけでございます。戸塚、田中両巡査がその家に行きますと、表に杉山という表札がかかっておりまして、その声をかけたけれども、応答がない。裏に回ると、七才ぐらいの男の子二名が遊んでいたが、「杉山さんの家ですか」と、こう聞くと、「ほくの家の」と、こう答えた。「おかあさんは」と、こう聞くと、「一週間ぐらい前に家を出て、いない」と、こう答えた。そこへ二人の女の人が来たので、「ほかに杉山さんという家がありますか」と、こう聞くと、約四十メートルくらい離れた杉山こと崔龍国の家を教えてくれたわけでございます。戸塚、田中の両巡査が教わった崔龍国の方のほうへ行きますと、ここに田浦署の刑事等も来て、聞き込みをしておりました。また、横須賀署のパトカーの乗務員もおりまして、戸塚巡査が横須賀署のパトカー乗務員のところへ行つたときに、女の人が「何ですか」と、こう聞いたので、乗務員の一名が、「殺人事件の電話があったけれども、長島さんの隣の杉山さんはこの家か」と、こう聞きますと、「長島さんは隣だよ」と、こう崔龍国の方の長島方を教えてくれたのでございます。戸塚巡査が窓から崔方をのぞいたときにこの話を聞きましたので、入り口をたたいたけれども応答がない、入り口はあかないというので、窓のガラスは疵綻がなくてあったので、窓から土間に戸塚巡査だけが飛び込んだ。これは大体三時七分ごろでございます。飛び込んだんですが、家人はおらないし、殺人があつた状況が認められないので、三十秒くらい中にただけで飛び込んだ窓から出た。そのときに、窓下の土間にあつた洗濯機を足場にしました。それから田浦署長の行動でございますが、三時七分ごろ長浦部落に到着したときに、先着の警察官は分散して聞き込みなどに当たっておりますし

て、孫方の前に警察官がいるのを認めましたので、署長もその家に行きまして、裏側に回って男の子に、「杉山さんはここか」と、こう聞いた。「そうだよ」と答えた。「おかあさんはいるか」と聞くと、「おとうさんとけんかしてなぐられて、もうせんに出ていった」と答えた。そこで、そばにいた女の人に、「杉山という家はほかにあるかないか」と聞いたところ、崔龍國の家を教えてくれたので、崔方に向かつて、その途中で捜査係長が来て、「崔方にはだれもいない」と、こう報告したので、その隣の長島方を見に行くと、入り口に電話があったので、家の中に長島さんの奥さんらしい女がいたので、「二一〇番に電話したのはおたくですか」と、こう聞いたところが、「違う」と答えた。そこで、その電話を利用して田浦署に電話して、「確かに長島と言ったか」と、こう確認させたところ、「間違いない」と回答があった。そこで、署長は、捜査係長に指示して、この杉山と崔の妻、それから同じく杉山と孫の妻の安否の捜査を行なわした。部落内の居住者の聞き込み、それから捜査員を東芝まで確認に行かせまして、それぞれ確認できましたので、この二一〇番は偽り電話と判定いたしました。午後四時十分引き揚げを指示した。大体、以上のような経過でございます。

○稲葉誠一君 杉山というのが何か二人いるような印象を与えるのですが、最初に行ったところが杉山元三郎というので、これは日本人の人です。か。

○政府委員(日原正雄君) 二人杉山というのがありますので、最初に行ったところは杉山元三郎——孫平銅でございます。それからあとに行きましたのが杉山と崔龍國でございます。

○稲葉誠一君 その最初に行った杉山という人の家に、これは入ったんですか。そのときには、隣の家のおじいさんか何か立ち会いを求めて入ったんじゃないですか、子供が一人いましたけれども。

○政府委員(日原正雄君) 杉山さんの家を、最初に行ったときですが、教えられたときに、その家へ行きますと、「杉山元三郎」という表札がかかっていた、それで声をかけたけれども応答がなかった、そこで裏に回って男の子に聞いたと、こういう状況でございます。

○稲葉誠一君 男の子に聞いたのはわかりましたが、そのほかに隣の家に住んでいる人がいて、その人に立ち会いを求めて一緒に中へ入ったんじゃないですか。入らなかったんですか、これは。

○政府委員(日原正雄君) 最初の家に入ったとは聞いておりません。男の子と問答しておるときに女の人が二人来たので、「ほかに杉山さんという家がありますか」ということを聞いております。それは、おそらく、この男の子が「おかあさんは一週間ぐらい前から家を出ておる、いない」と答えて、「それでほかに杉山さんという家がありますか」と、こう聞いたんだらうと思えます。

○稲葉誠一君 あとのほうの崔という人は、杉山というのとは以前に使った名前前で、そのころは杉山という名前を使っていなかったんじゃないですか。南というのを使っているんじゃないですか。

○政府委員(日原正雄君) これは奥さんの名前が南春子ということになっております。

○稲葉誠一君 それで、崔という人も、杉山というのとは前には使っていたらしいけれども、このころは南という名前を使っているんで、日本名ではね、杉山というのを使っているんだと言っているんですが、まあこれは別とします。

その二一〇番の電話をかけたというのがだれだということとは、これはあとになってわかったんですか。——何か複雑な問題がこの長浦部落というところにはあるんですか。それを調べることになっているわけですね、警察では。調べたんですか。

○政府委員(日原正雄君) 結局、偽りの電話とわかりまして、二一〇番した者を調べたわけでございますが、これは、二一〇番がかかったとき、名前は「杉山の隣の長島」と、こう答えただけでございまして、長島は「しない」と言っておるわけでございますので、現在捜査しておりますけれども、

不明でございます。

○稲葉誠一君 崔という人の家に入るときに、隣の人から、「その人は留守だ」と、こういうことを言われているんじゃないですか。一宮という人の奥さんがいて、警察官が一生懸命戸をあけようとしておるのに、「そのうちは留守だ」ということを警察官に言っているんで、それを警察官は聞いて知っているんじゃないですか。

○政府委員(日原正雄君) その点は報告はされておりますが、ここで先ほど申したような問答があった、「長島さんの隣の杉山さんはこの家か」と女の人に聞いて、「長島さんは隣だよ」と、こういう返答を得て、崔龍國方の入り口をたたいたが応答がない、それから入り口はあかなかった、それで窓のガラス戸が施錠がなかったもので、窓から入ったと、こういう報告になっております。

○稲葉誠一君 そのころがどうも事実と違うようですね。その一宮という人の奥さんから留守だということを言われておって、そのことは知っているようですね。

まあそれはそれとして、入った理由はどういう理由なのか。こじあけて入った法律上の根拠はどこにあるんですか。

○政府委員(日原正雄君) 最初の二一〇番の電話が殺人——奥さんを殺して荷づくりしておるところだ」ということでございしますから、一つは被疑者の逮捕、一つは被害者の救出ということになろうと思えます。

○稲葉誠一君 いや、それは別として、法律的に人の家へ入ってかまわないですか。この場合入っていく一法律上の根拠はあるというわけですか。

○政府委員(日原正雄君) まああとで偽りの電話とわかったから問題ではありますけれども、これはほんとうの殺人事件が行なわれているということになりますと、現行犯人逮捕ということに入ることも考えられますし、また、殺人が行なわれておって被害者救出ということで緊急避難として入る場合も考えられるわけでございます。

○稲葉誠一君 それなら、隣の家へ行って、長島という人が電話をかけたというのだから、その人に会って、現実にはそういうふうな事実があるかないかというのを確かめて、それから入って足りたわけじゃないですか。これは緊急な事件かも知れませんが、隣の長島という家へは確かめたのですか。

○政府委員(日原正雄君) これは確かめたのがあつたのであります。その点は緊急と認めて先に飛び込んだかっこうになると思えます。

○稲葉誠一君 その崔という人が朝鮮総連の神奈川県本部の組織部長をやっているというところは、警察には当然わかっていたのじゃないのですか。そこはどうなんですか。

○政府委員(日原正雄君) その点はわかりませんが、しかし、先ほど経過で述べましたように、杉山という家をさがして、二軒目に当たったところを見ると、特にそういうふうな考え方はこれはしていません、単なる殺人事件として処置をしておったと思えます。

○稲葉誠一君 ここに行つた人数というのは非常に多いので、署長まで出動しているのじゃないですか。普通、殺人事件があつたからといって、署長まで出動して出かけていくという事は、かりにあつたとしても、ちょっと大げさではないでしょうか。

○政府委員(日原正雄君) 署長以下二十五名ということになりましたが、決して多いとは思いません。

○稲葉誠一君 普通、殺人事件がかりにあつたとして、署長まで出かけていくことは異例中の異例ではないですか。

○政府委員(日原正雄君) これは状況次第で一がいには言えませんが、殺人事件ということになりますれば、相当大きな問題として署長が出ることはそう希有なことではないと思えます。

○稲葉誠一君 ほんとうにその崔という人の家で殺人事件があつたというふうに考えたのですか。ちょっと周囲を聞いてみればすぐわかるの

に行つたときですが、教えられたときに、その家へ行きますと、「杉山元三郎」という表札がかかっていた、それで声をかけたけれども応答がなかった、そこで裏に回って男の子に聞いたと、こういう状況でございます。

じゃないですか。そういうふうなことがあり得ることかあり得ないことか、その人の家の家庭の状況を聞けば、調べればわかるのじゃないですか。

○政府委員(日原正雄君) 署長以下結局だまされたかっこうにはなりませんけれども、本気に殺人事件として処置をしたのでございまして、それじゃ従来こういうような事例があったかと申しますと、この一〇番のようないままでのところにも発生したことはないようでございます。初めての事件でございまして、それは多少聞き込みその他によって事前に準備をすればよかったかもしれないけれども、緊急を要する処置をとったということではございませんので、その点は責められないのではないかと思います。

○稲葉誠一君 中へ入ってちょっと見ればわかるわけですね、そういう殺人事件があったかかったかというところは、どうもこじあけて入った。それは殺人事件があったと考えて入ったとすれば別として、書類を盛んにひっくり返して調べている、どうもこういう形跡があるわけですね。書類袋がありまして、それは前に破れていなかったのだけれども、破れておった、それからテレビの上に重ねてあった書類が別のところへ移動していた、こう言うんですね、あとから調べてみたら、それから入ったのは、警察官は一人ですか。ほかの者は入っていないのですか。

○政府委員(日原正雄君) 戸塚巡査一名だけでございまして。それから書類のことは一切そのような事実はない、部屋にも入らずに、土間に入つてのぞいただけで、あとは出てきておるわけでございます。そういうような事実はないということではございまして。

○稲葉誠一君 土足のまま板の間におりて、それから隣に六畳間があるのですか、その上を歩いているのじゃないですか。土足のあとがあると書いていますよ。

○政府委員(日原正雄君) 土間だけだということに聞いております。

○稲葉誠一君 それは土足のあとがちゃんとついておつたと、それから書類が移動しておつたというところ、それから書類の袋が破れておつたと、こう言うんですね、前に破れておらなかったものが、これは現地調査した結果でそういうふうに見えておるわけですがね。こうなつてくると、何かこう特定の意図をもって家宅捜索が行なわれたんじゃないかと、こういう疑問が非常に出てきますね。

それは、あれですか、そういう事実はないというの、戸塚巡査の報告でわかつたわけですか。入ったのは戸塚巡査だけですか。

○政府委員(日原正雄君) 入ったのは戸塚巡査だけでございまして。調べた結果そういうことももちろんないし、それからまた、いままでの状況からしてもそういうことは考えられないと私も思います。

○稲葉誠一君 だって、殺人犯人をつかまへようとして土間へ入つてみたら、そこで、あれですか、殺人事件がないので現行犯じゃない、そんな事件はないとすぐわかるのですか。

○政府委員(日原正雄君) これは片っ方が一部屋でふとんが敷いてありますけれども、ふすまも開いておりまして、のぞいたらすぐわかる状況だったようではございません。

○稲葉誠一君 押し入れもあるでしょう。ほくはこの家へ行っていないからわからぬが、押し入れがあるでしょう。その下に死体があるかもしれないが、土間だけ入つてちよつと見たらなんにもないからといって帰つちやつた。これでは警察官の職業意識じゃないかということになる。入つたら入つたでいいじゃないですか。部屋を見たり、上がつて畳の上を歩いたのがほんとうならほんとうで、それはそのことではないと思ふんですけれども、その家の間取りがよくわかりませんけれども、土間におりて、そして畳の上にも上がらないで、見たらなんにもない、「はい、さよなら」と帰つちやつたんじゃない、これは警察官として、もしかりに事件があつたとしたら、職務怠慢になつ

ちやうんじやないですか。

○政府委員(日原正雄君) 報告を受けておりますところでは、押し入れというものはこの部屋のほうにはございせん。たんすがあるだけでございまして。それから中へ入つたときの状況では、もうそういう気配が全然感じられなかったということでは出てきておるわけではございません。

○稲葉誠一君 中へ入つて気配が全然感じられなような状態なら、これはあけてみて外から見ただけでわかるんじゃないですか、そういう気配があるかないか。何か特定の意図をもってやつたような、そして結論として戸塚という若い巡査、これはパトロールの巡視をやつてゐる巡査ですか、これだけに責任を負わせてしまつたような感じがするんですがね。

どうもそこはよく納得できないんですが、このことについて警察署長があとであやまつてゐる。結果としては間違つたのだから、あやまつてゐる。いいことでしょうけれども、マイクまで持つて行つて部落の人たちに警察署長があやまつてゐるんですね。これはどういうことですか。

○政府委員(日原正雄君) 警察がにせの一〇番でもって歸らされてやつたということでは、当然またその点での問題があります。それからあと一つの問題は、入つたときに洗濯機を足場にしておつて、洗濯機がへこんでおるといふような問題もあるようではございますが、やはりにせの電話に警察が歸らされたという点では、これはあやまらざるを得ないと思ひます。

○稲葉誠一君 そのあやまらざるを得ないのはあれですけれども、署長が出かけて行つてマイクでその近所の人たちにあやまつたんでしょう。それは警察としては民主的かも知れませんが、やり方としても何か大げさなような感じがしますね。どうしてそれはマイクまで使つてあやまつたんですか。そういう事実はわかつていませんか。

○政府委員(日原正雄君) 署長がどういふあれをしておるか、内容は詳しくは存じませんが、この後住居侵入だということでは非常に何回も抗議を署

長は受けております。そういう状況は出てきております。

○稲葉誠一君 緊急手配は、普通よりも大きい規模ではなかつたのですか。非常警戒に入つて四、五十人警察官が動員されたし、警察が言つてゐるのは数が非常に少ないけれども、そのほかに私服の刑事なども相当入つてゐたんでないですか。これは大体五十人くらいで固めて、付近の警察官が約百人以上が動員配置されたというふうに現場を見ていた人が言つてゐるんですが。

○政府委員(日原正雄君) 最近のいろいろな事件から見ても、緊急配備といふことは徹底してやるように、迅速にできるだけの動員をかけてやるように強く言つてゐるわけではございまして、事案そのものは本件は違つたわけではございまして、このういふ事件が起きた場合には当初において迅速にしか動員をかけてやるということでは、これは当然のことではないかと思ひます。

○稲葉誠一君 一〇番の電話があつた際に、殺人だといふ電話があつて、犯人が逃げようとしてゐるといふ電話があつて、それが真実かどうかといふことを一々確かめておれば、時間がかかつちやつて、その間にそれがかりに事実だつた場合に犯人を逃がしてしまふ、こういうことになつてくれば困るからといふ意味は立場としてわかりますけれども、いままで、あれですか、そういうういふ電話があつたときに、にせ電話もあるし、いろいろあるでしようけれども、すぐ大ぜいで出かけていくのですか。普通は、最初に事実を確かめて、それから四、五人なら四、五人出かけていく、手配しておいて出かけていくという形をとるんじゃないですか。

○政府委員(日原正雄君) 当務員その他ですぐに出かけられる者はすぐに出かけていく、後続部隊はあとから順次出かけていくという形ではございまして、最初に行つた人間の第一報を待つてから行くといふことでは、やはり緊急配備のような場合にはもう間に合わないわけではございまして。そこでは、順次投入していく。それから配備網は当初か

らしいで置くという形をとりませんと、現在のよ
うなスピード化した犯罪には対応できないわけ
でございまして、そういう形を現在はおとつてお
ります。

○稲葉誠一君 戸塚という巡査が入っていったの
は、その自身の判断で行ったのではなく、現地
に指揮者がいたんだから、署長が指揮して、その
容認というか、そのもとで入って行ったんでしょ
う。この点は、あとから抗議されると、戸塚巡査
が一人でやったことなんで、署長は入っていった
ことを指揮したこともないし、知らなかったとい
う意味のことを言っておるんじゃないですか。

○政府委員(日原正雄君) 報告を受けたところ
は、戸塚巡査が一人の判断で入ったようござい
ます。しかし、もちろん責任の問題になります
ば、指揮しよるがしまいが、署長というものが責
任を負うわけでございますので、決して責任の
れという意味ではなしに、現実の状況がそう
であったというふうな報告を受けております。

○稲葉誠一君 そのら辺のところはちよつと納得
がいかないのですが、前の杉山というところ
へ行つて、それから今度次の杉山というところ
を言われて行くときに、戸塚巡査が一人でかけず
り回っているのですか。そこに警察官も五、六十
人ですかいたんですから、警察の調べでは二十
五、六人いたんですから、指揮者に対して指揮を
仰いで出かけていっておるんじゃないですか。ど
うもそこら辺のところをあとになるとごまかして
しまつて、署長などは知らない、入ったのは戸塚
巡査一人だというふうなことを言っているのは、
警察としては何か割り切れないように思ひます
が、そこはどうかしているのですか。

○政府委員(日原正雄君) ほかの者はそれぞれ分
担して聞き込みその他に当たっておるわけござ
いまして、ただかたまたまそこに署長以下がき
ちつとおつたという形ではないわけございま
す。署長がそこに着いたのも戸塚巡査が入ったと
きよりあつたようございまして、結局その際
は戸塚巡査の独断の判断で入ったということござ

いまして、決して責任のがれするつもりはござ
いません。ただそのときの実際の状況は一人で
入った、こういうふうな報告を受けております。
○稲葉誠一君 殺人犯人がいる、それからそれが
逃げようとしておるといふところへ、一人で入っ
ていってやるというのには、おかしいじゃないで
すか。これは若し巡査でしよ。だから、当然そこ
に指揮者がいて、指揮者の指導なり何なりを得て
入っているに違ひないでしよ。そういうふうな殺
人があつて逃亡しようとしていふのをつかまへよ
うと考えているなら、一人だけ入って抜けかけ
の功名心みたいなするといふのは筋が違ひ。署長な
り何なりとも相談をし指揮を得て入っていくのが
当然だと思ふんですが、そのところがどうもわ
からないんですが、あとでなつてくるという
若し巡査だけが悪いような形にしてしまふとい
うことがよくはちよつと理解できませんね。

そうすると、若し巡査が一人で入つてい
ちやつたんですね。入つていったことは、署長は
知らなかったのですか、あとでわかつたんです
か。

○政府委員(日原正雄君) このときには署長は
なかつたようございまして。ただ、あくまでもお
話し申し上げておるのは、戸塚巡査単独の判断で
入りましたけれども、決して署長以下が責任を負
わないといふつもりではございせん。

それからそのときにいろいろな捜査上の指揮と
いうことがあり得るわけございまして、このよ
うに現行犯の場合には、やはり緊急を要します状
態なので、第一線に出た者が相当自分の判断でや
らなければならぬ場合が多かろうと思ひます。
一々上司の指揮を求めておつたのでは、このよう
な事件の場合には間に合わない場合が出てきま
す。したがつて、単独の判断でやる場合ももちろ
ん想定していかなければならぬと思ひます。

○稲葉誠一君 それはあなたの言われるような場
合はありますけれども、そうすると、最初の人の
ところへ行き、それからあつた人のところに行
き、家に入つたのも、全部この人が一人で行動し

ているのですか。集団で行動していないのです
か。もし中にかりに別の連中なんかいたら、か
えつて逆にあふなくなつちゃうじゃないですか。
それはちよつとおかしいですね。非常に個人ブ
レーのような印象を与えるのじゃないですか。

○政府委員(日原正雄君) この家に入つたときの
状況を中心にお話ししておりますので、そういう
ことになりましたが、それぞれこの家の前にはそ
ういふような問答をしておつた署員もおるわけ
ございまして、それからほかに関き込み歩いて
おる者もあるわけございまして。入つた状況につ
いてはそういうことになつてまいりますけれども
も、それぞれ分担をして行動しておつたとい
うことになつたかと思ひます。

○稲葉誠一君 一〇番の電話があつたときに、
「隣の朝鮮人で杉山という者が妻を殺した」とい
う電話があつた。隣の朝鮮人である杉山がどう
いう人かといふことは、警察で、横須賀署だか
ら、すぐわかつたんじゃないですか。横須賀署に
おいては、朝連の組織部長といふものがどこの住
んでどういふ名前かといふことは、当然わかつて
いたわけですね。それでなくて、ただだれだかわ
からなくていきなり飛んで行つたといふのはおか
しいですね。隣の長島という人から電話がかつ
たといふんです。隣の家の杉山という朝鮮人
のところどころでこういう事件があつたといふん
でしよ。その朝鮮人といふのはどういふ人だ、言われ
ておる朝鮮人が朝鮮総連神奈川県の組織部長とい
ふことは、警察ではとくにわかつておるわけ
すよ、警備課があるわけですから。それを全然調
べないで飛んで行くといふのは、ほくはおかしい
と思ひますね。それを調べているんじゃないで
すか。

○政府委員(日原正雄君) これは一〇番にそ
ういふ電話がかかつて、すぐパトカーに連絡して
おりますので、そこに警備に連絡するやうな時間の
余裕もございせんし、また、確実に違つた杉山
の家に行つておるところから見ても、その間の状
況はわからなかつたんじゃないかと思ひます。

○稲葉誠一君 法務大臣がおいでになつて、
ちよつとほかのあれがあるやうですから、ちよつ
と中断をして、北朝鮮のスポーツ関係者の入国を
中心とする問題、これを簡単に要点だけお尋ね
いたします。

スポーツの問題は国境がないわけですが、石井
さんも体協の会長をやつておられてよく理解があ
ると思ひますが、国際体育連盟といふんですか、
それで何か審判の講習会なんかがあるといふこ
とで、あるいはちよつと違ひかまかりませんけ
れども、何か二種類あつて、世界各国から審判
員を日本に呼んでやるわけですか、一つは六月二
十八日に駒沢の競技場でやるという話もあるん
で、すけれども、こういうことに関連をして、北朝鮮
のスポーツ関係者あるいはその他の国のスポーツ
関係者が日本へ入国したいといふことを言つてき
た場合に、大臣としてはこれに対してどういふ
うにお考えになつておられるのか、それから現実
の問題としていまスポーツ関係者の入国問題につ
いてどういふ点があるのか、これをちよつとお聞
かせ願ひたいと思ひます。

○国務大臣(石井光次郎君) 話として聞いてお
りますのは、私の体育協会側から聞いておるのであ
りますが、北朝鮮から入つてくる問題は、パレ
ーの審判員の講習会の問題と、それから体操
の問題ですが、これは単純な講習会ではなくして、こ
の講習会に出なければ公認の審判員になれない。
パレーなんかは、国際的に公認されるパレーの審
判員になれない、こういう大事な問題になつてお
るやうであります。そういうふうな関係でありま
す。体操もそのほかに近いものらしい、そういう
ことであります。これには東洋の各地からだいた
いたくさん入つてきますし、そういうふうなこ
ろでただだけ来るかまだはつきりした最後の数はよ
くわからないやうであります、相当の数がやつ
て来て訓練をやるだろつと思ひます。こ
れは、いまお話しのように、スポーツに国境なし
といふことはありますが、体育の問題でありま

するし、特に政治的影響のない部面であると私どもは見えておるのであります。前にも、オリンピックの場合、それから世界スピードスケート大会のときなんか、二度ぐらい日本に来ておったようでありました。そういう前例もありますから、今度来る人たちはどういふ人たちが、そういうふうな問題が出ましたら、具体的な問題として扱っていくつもりであります。許す方針とか許さぬ方針とか、こういうことを聞かれますと、例によりましてケース・バイ・ケースというあの条項の中へ入りますけれども、いまのような心持ちであります。

○稲葉誠一君 大体、言外に、いまのスポーツの關係のことでの法務大臣の態度というものはわかりましたからあれですけれども、そうすると、スポーツに國境がないということ、あるいは前例等のことをしんしゃくして、これについては前向きでやりたい、こういうふうな承つてよろしいですか。

○國務大臣(石井光次郎君) 私の心持ちはそういうふうな心持ちを持っております。

○稲葉誠一君 いまのはわかりましたけれども、もう一つ別の話ですけれども、例の北朝鮮のプラント輸出に伴う技術者の入国ですが、東工物産ですか、これに対しては正式に代理申請が出ておるのですか。現在どういふ段階になっておりますか、事実關係を先に……

○政府委員(八木正男君) 代理申請というものは、これは先生のような法律家にちよつとあれですけれども、私が法務省の法律専門家に聞いたところによりますと、代理申請という制度は別に行政法上はないのだそうでありまして、また、外国人の入国の原則から申しますと、入国にあつては日本の在外公館に直接本人が入国を申請するというたてまえだと思ひます。ただ、諸般の事情から便宜の措置として代理申請という制度をやつておるわけでありまして、従来のやり方は、渡航申請書をもつていろいろ説明を聞きまして、關係方面の意向を聞いて、許可するという見当がついた

段階で渡航証明書を出すように言つて、それを代理申請するように申し伝えてそれを出させるというのが従来のやり方でございます。今度も同じようなつもりでやつておつたのであります。御承知のとおり、いろいろ延び延びになつたものから、關係者が焦燥しまして、先日私のほうのところへ關係者が直接来まして、とにかく代理申請をしたいという申し出がございました。そこで、いろいろ部内の意見を聞いてみましたところが、本来別に法律上定められた制度でも何でもないので、便宜の措置にすぎないので、従来からのやり方と違つて、最終的な意思表示があるまで待つようにと、これを固執する根拠もないと、出したなら出さして受け取つたらいひではないかという結論に達したもので、それから、それで申請の書式なんかを伝えまして、それによつて代理申請の書類が出ております。しかし、われわれとしては、扱いは別にほかのケースと違つて扱うというつもりではございません。

○稲葉誠一君 二、三日前ですか、通産大臣は、これはまあ受け入れを認めても別に日本の利益といふものを害することもないのだから、まあ認めたといふような意味のことを答弁された、議事録を見ておりませんから、新聞で見たところでは、そういうふうになつておるわけですが、これはもう二年くらい前からのことだといふふうに聞いておるわけですか。それで、ほくは、貿易の問題ですから、經濟の問題です、もう二年も前からのことです、当然認めていいことだと、こういうふうにお思ひますが法務大臣としてはこれについて今後どういふふうに見える見通しなんでしょうか。

○國務大臣(石井光次郎君) これは、書類が出てまいりまして、そしてそれについて最後の判断が下さればどういふふうになるか、それから先の問題であります、通産大臣がどうか、法務大臣がどうか、外務大臣がどうかといふこと、でなしに、こういう問題は關係各省で話し合ひをいたしまして、要するに、政府の意向として一本になつて、そしてそれがきまつたものとして外へ

決定して出るべき問題であります。でありますから、みんなの意向がまとまつていければ政府の意向といふものがまとまらなかつた、またことはであらわしますと、聞かれると、慎重熟慮中というふうなわけでも同じようなことを言うようなことになつておるわけでございます。いまその話し合ひをしておるわけでございます。

○稲葉誠一君 微妙な問題だと思ひますから、かつて具体的にこうだあだといふことは私は聞かないつもりですけれども、結論的にはいつごろまでに大臣としてはその結論といふことが出たかといふふうにお考えなんでしょうか。元來は、政府の問題であるけれども、主管省は法務省なわけなんです。外務省が何か向こうにウエートが移つちやつておるの、ちよつと筋が違ふの、じゃないかと思ひます。やはり法務大臣のきめるほうが一番ウエートがあるの筋だと思ひますけれども、いつごろまでにこの問題のあれをしたいといふふうにお考えなんでしょうか。

○國務大臣(石井光次郎君) 扱ひの、入國關係は私のところ、出るのは外務省というのが大体の扱ひ場所でございます。全体の問題になります場合には、政府の意向といふことでみんな話し合ひわけでございます。話し合ひの場合には、どこにウエートもないわけでございます。いまの問題は、話し合ひを進めて、いつそこに落ちつくかといふのは、イエスカノーカといふことをきめてしまふのは、いついつまでに期限があるといふことにもなれば、それまでにイエスカノーカきめなかつたやいけません。どういふふうにかきめなかつたものならまゝといふのが考え方の一つで、底流をなしてゐるところであります。そういうことと話し合ひを進めております。まあいつまでとおっしゃいます、いまちよつとそれを話つきりと申し上げかねるわけでありまして。

○稲葉誠一君 そうすると、いつごろといふことは別といたしまして、何とか円満にといふますか、うまいくよく進めたいと、こういうふうにお考えだと、こう承つてよろしいですか。

○國務大臣(石井光次郎君) できるものならそうしたいと思つておりますが、なかなかできにくいのかもわからない。だんだんだんだん延びてゐる、二年間もあつたおつちやうにかかつてゐるというところは、そう簡単ではないといふことも言えると思ひます。その後の情勢は、あなたも御存じのやうな情勢で、説明はいたしかねる問題であります、十分各省の間で話し合ひをして、まあここで政府の意向はこういふことだといふことを出すには、まだそこまでいってないといふことでもあります。

○稲葉誠一君 そういふお答えならあれですけれども、要望としては、できるだけ早く、そしてこの問題がうまいくよく、大臣からもお骨折りをお願いしたいと、あまりよいことを言ひませんけれども、そういうふうにお願ひをしたいと、こういうふうに要望をしておきます。それに対して何かお答えがあれば、簡単にいただければ……

○國務大臣(石井光次郎君) 稲葉君からだけであつて、ほかからいろいろ御要望を承つておるわけでありまして、なるべく御要望に沿ひたいといふ心持でありますけれども、なかなかさう御要望にいままでこたえてないところがなかなかむずかしいところでございます、どうなりますか、いろいろ努力はいたしておるといふこと以外には申し上げかねるわけでありまして、ほつたらかしておる状態ではないわけでありまして。

○稲葉誠一君 前の警察の話ですが、入つて、疊の部屋に入つた書類に手をつけたらしたといふことはないので、ないという根拠はどこにあるのですか。根拠がない、それは戸塚巡査の説明だけの問題ですか。

○政府委員(日原正雄君) そのとおりでございます。○稲葉誠一君 そうすると、土足で入つて書類をひつかき回したり何かしたといふことの抗議がありましたね。そのことについても、現実にその人の家に行つて調べたといふことはないのですか。

そういう事実があったか、なかったかということについて。

○政府委員(日原正雄君) お話の意味がわかりかねるのですが、その崔龍園の方へ行って現場を見たか、こういうことでございましょうか。

○稲葉誠一君 そうです。

○政府委員(日原正雄君) そういうことは聞いておりません。

○稲葉誠一君 そうすると、本件の場合に、そのときの――あとからされたのは別ですよ、そのときの主観としては、現行犯逮捕だというふうに考えたのですか。

○政府委員(日原正雄君) 現行犯逮捕並びに先ほど申しましたような被害者救出と思えます。

○稲葉誠一君 そうすると、現行犯逮捕として考えた、あるいは被害者救出――まあ被害者救出は別として、現行犯逮捕として考えるに至ったのは、一〇番の電話だけなんです、根拠は。それに基づいてその裏づけなり何なりということはやらなかった、やるべきがなかったからやらなかったんだと、こういうことですか。そうすると、だから警察がやった態度というところについては違法性はないのだ、こういうふうに結論を承つてよろしいでしょうか。もしそういうふうな結論であるとすれば、これはほくはやはり問題として争うべきものは争わざるを得なくなるか、こうになつてきますか。

○政府委員(日原正雄君) 状況いかんにもよりまするけれども、この事案のような状況の場合、そうして従来からのそういうあれもなかったというような場合においては、ある程度やむを得なかつた措置であると考えます。

○稲葉誠一君 事件の内容については、ほくのほうで調べたのと相当違いますから、もう一ぺんよく事情を私のほうで調べてみます。それでないとフェアではありません。ほくの調べたのは、どうも最初から組織部長がわかつていて、そうして客観的に考えられてもそういう事件がありうやうがないところに入つて、そうしてあちこち書

類なんかをいじくり回して見たというのが事実のようです、結論としては。その一人一人に責任を負わせてしまつて、もうあとは知らぬ顔をしてお

る、署長なんかは知らぬ顔をしているようにとれるわけですね。そこら辺のところは、まあ事件の個々の特殊性がありますから、内容をよく調べなければわからない点もあるかと、こう思いますが。

いずれにいたしましても、内容をもう少し私のほうでも調べてみて、場合によってはそれに對してどういふ処置をとるかこれはあらためてのことにしたいと、こういうふうに考えます。

○委員長(和泉寛君) 速記をとめて。

○委員長(和泉寛君) 速記をつけて。

○委員長(和泉寛君) 次に、借地法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言を願います。

○稲葉誠一君 借地借家法の改正の問題に入りませんが、最初に知りたいことは、三十一年に借地借家法の改正が企てられたわけですね。その後、どういふ改正というものが行なわれたのか。まあこれは法律を見ればわかりますけれども、それと、その後、法制審議会民法部会で改正が論議されて、三十二年五月に「借地借家法改正の問題点」というのがまとめられたわけですね。そして、三十四年十二月に借地借家法改正準備会という名前

で「借地借家法改正要綱草案」が出たわけですね。そして、三十五年の七月、次の年の七月に「借地借家法改正要綱」が出たわけですね。これを資料として提出を願いたいわけなんです。同時に、この要点を説明願いたいわけなんです。なぜかという、それと今度の改正案とが非常に違うんです。大きく後退しているわけですね。この後退した理由がどこにあるかということが大きな問題になつてきますから。

○委員長(和泉寛君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(和泉寛君) 速記を起して。

○政府委員(新谷正夫君) 借地借家法等の改正につきましても、終戦後のわが国の借地事情あるいは借家事情にかんがみましていろいろ問題が出てまいつたわけでございます。そこで、一応現在の借地借家関係の法制をあらためて検討してみらる必要はないかということになつてまいりました。先

ほどお話しの借地借家法改正準備会というものができると至つたわけでございます。ただ、この借地借家法改正準備会と申しますのは、正規の法務省の機関としてできたものではございません。昭和三十年前後からこの検討を始めたということから、法務省民事局の關係の担当官、さらに民法關係の學者の方々が相寄りまして非公式のそ

ういった研究会を設けてまして、そこで一応それなり考え方をもとめてみたところであらうかということからこの準備会ができたわけでございます。したがういしまして、その準備会そのものの出しました結論が直ちに法務省の案ということになるわけでもございません。また、民事局の案というわけでもないわけでございます。そういう関係者の考え方を一応取りまとめ、借地借家法制というものをつくるという形になるだらうかという一つの試みとして出発したわけでございます。

昭和三十三年の五月に「借地借家法改正に關する意見」というものがまとまりまして、各方面の意見の照会をいたしましたわけでありまして、それに基づきましてさらに「草案」というふうな形に取りまとめましたものが三十四年の十二月二十一日にでき上りました。これが大法務省の要綱のような体裁になつたわけでございますが、これをさらに裁判所、あるいは弁護士会、あるいは経済界、あるいは関係団体方面に出しまして広く意見を求めたわけでございます。これにつきましては賛否両論あることは当然でございますが、なかなか現在のわが国の借地借家の実情から考えましてその要綱のような点に一挙にいくことはいかげんであらうかという批判的な意見がかなり強く出たわけ

でございます。

そこで、法務省といたしましては、この「要綱草案」というものを直ちに公の公式の意見として取り上げるわけにももちろんまいらないわけでございますが、慎重にこれは検討する必要があるということから、当時の民法部会におきましてどうしたらいいかということとを審議していただいたわけでございます。その際に、もちろんこの「借地借家法改正要綱草案」というものをその材料に提供いたしましたわけでございます。いろいろ御意見がございましたが、その「要綱草案」の骨子になりました点を一応簡単に申し上げますが申し上げてみたいと思ひます。

まず、借地法關係でございますが、これは、現在の借地權が、物權であるところの地上權と、債權であります賃借權と、二つに分かれております。これを一元化したしまして全部物權にしたかどうかということからそもそも始まつていられるわけでございます。と申しますのは、賃借權でございますと權利の譲渡性が完全でないというところから、複雑なそういう形態を改めて、一律に物權化してしまふということでございます。これはもうすでに御承知のように、相当以前から學者の間では賃借權の物權化ということが唱えられてまいりました。そういう考え方も強く影響した結果であらうと思ひます。ところが、借地權の譲渡性が十分でないというところにやはりこの問題の中心があつたように考えられるわけでございます。

さらに、借地權の對抗要件でございますが、これも、現在の對抗要件といたしましては、登記もございまして、また、建物保護法による特別の對抗要件というものもございまして、こういう点も統一して、むしろ登記のみに對抗要件を限定すべきではないかという問題でございます。

さらに、借地權の存続期間につきまして、最近の借地上の建物、これは建物一般についてそう言えることではございませんが、非堅固の建物よりもむしろ堅固の建物がだんだんふえてきてお

る、この状況下におきまして、現在の借地権の存続期間の定め方でいかうか、これも再考の余地があるのではないか。この存続期間を今後一律にきめるほうがむしろ法律関係を明確にするのじゃないかという点が問題でございました。

さらに、借地権の消滅請求あるいは存続期間の更新の問題でございまして、これは、現在の消滅請求は別といたしまして、更新につきましては、当事者の意思表示にかかっておるわけでございまして、これがいろいろ問題を生じておるわけでございまして、そのために当事者間の借地関係というものがかえって混乱してくるという危険性もございまして、むしろこれは裁判によって裁判所の判断によつてはつきりと定めるという方向へ持っていくべきではないだろうかというところが問題でございまして。

さらに、借地権が消滅いたしました場合の明渡猶予期間というものを定めるのが妥当ではあるまいか。法律関係が終了したからといって、直ちに建物の取去、明渡ということは実際問題として不可能でございまして、国家経済の観点から申しましても考える余地があるところでございまして、明渡についての猶予期間というものを設けようというところが一つの問題点でございまして。

さらに、契約上の義務と申しますか、借地権者として負います義務に違反した場合の規定を明確にして借地権を消滅させる措置を考えたらどうかというふうなことでございまして。

さらに、地代の増減でございまして、これは、現在、御承知のとおり、当事者の意思表示によりまして地代の増減が法律上当然行なわれていることになるわけでありますが、このことがひいてはまた法律問題を不明確にするという一つの原因になっておるとも考えられるわけであります。これも、むしろ合意ができない限りは全部裁判所にきめてもらいたいというふうなことにしたらどうかというのがその考え方でございまして。

さらに、建物の処分をいたします際に、その敷地の利用権、借地権を一括してこれを処分するよう

うにするというふうな問題が借地法上の問題でございまして。

こまかい問題はたくさんございましてけれども、おもな点を申し上げますと以上のような点が問題になったわけでございまして。

さらに、借家法関係でございまして、これにつきましては、適用範囲を明確にする必要があるのではあるまいか。現在、建物使用のためというところになっておりますが、すべての建物についてこれを一律に適用するのがいいかどうかというふうな問題であります。

さらに、借地について問題となりましたと同じように、建物の賃貸借についての對抗要件の問題でございまして。これは建物のほうは、物権化という問題にございまして、従来の賃貸借を前提にいたしておりますが、この對抗要件をいいたしても、やはり現在の借家法の引渡による對抗要件あるいは登記による對抗要件、この二つを二元的な建て方にしないで、何かこれを引渡のみに限定するといふふうなことはどうであらうかというところが考えられたわけであります。

さらに、賃貸借の更新あるいは解約につきましては、これは裁判所に裁判によつてやってもらうことにするほうが、法律関係を明確にするのじゃないかというところでございまして。

また、明渡猶予期間につきましても、借地法と同様の問題でございまして。

また、義務違反による契約の解除につきましても特有の問題でございまして。

また、借家法の特有と申しますか、現実の生活に密着してくる問題といたしまして、賃借人が死亡した場合の賃貸借の承継の問題でございまして、これは今回の法律案の中にもその趣旨の規定を取り入れてございまして、居住権を確保するということ意味でそういうことを考える必要はないだろうかというふうなことが中心であつたのでございまして。

こういった点が「要綱草案」の中に、織り込まれたわけでありまして、これに寄せられました各方面

面の意見は、賛成意見あり、反対意見あり、これはもう非常にさまざまでございまして。ごく大ざっぱに申し上げますと、賛成意見もいろいろござい

ませんけれども、一言にして申し上げますと時期尚早という趣旨の反対意見が非常に多いわけでございまして。裁判所の関係におきましても、必ずしも賛成されない向きもございまして、また、日本弁護士連合会におきましても、ただいま申し上げましたような「草案」の形式による改正は、この際すべきではないというふうな消極意見もこまかく出されてまいりました。そのほか、各種の団体から、賛成意見、反対意見、いろいろと入りまぜて、それぞれまた言われるところもわかることがございまして。概して申し上げますと、いまにわかにはその「要綱草案」で改正案をつくるということについて、国民全体の感じといたしまして少し機

が熟していないのではないかと、いふふうな感じの結果になっておるわけであります。

こういった雰囲気のもとにおきまして、法制審議会におきましていろいろ審議されまして、反対意見はございまして、現在の借地借家法制度のもとにおきまして、訴訟その他の関係で非常な利用が阻害されるという面が多々ございまして、その点を中心にして必要最小限の措置だけどもとる必要があるのではないかと、いふことになりまして、法制審議会といたしましていろいろ審議されました結果、昭和三十一年の二月十七日に「借地法等の一部を改正する法律案要綱」といふものができ上がったわけでございまして。その要綱の趣旨は今回提案いたしました法律案と大体同じでございまして、むしろ法律案のほうにこれを若干ふんえんいたしまして、こまかいところをつけ加えまして今回の法律案といたした次第でござい

ます。

○委員長(和泉寛君) 速記をやめて。

○委員長(和泉寛君) 速記をつけて。

午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十二分休憩

午後一時三十二分開会

○理事(木島義夫君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

午前につき続き借地法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。質疑のある方は順次発言を願います。

○稲葉誠一君 自治省関係の方がおいでになっておりますので、最初に、地代家賃のことに関連してお聞きしたいわけですが、それは、地方税法の改正で固定資産税と都市計画税が増税になった、それが一体地代や家賃にどういふような影響があるかというのを資料で概要を御説明を願いたいわけですが、なぜかといふと、六月三日に物価担当官会議といふのがあつたといわれていますが、その中でこれは経済企画庁のほうで御説明をしたのかどうかですが、固定資産税が上がってきたから、だから家賃なり地代を上げろという要求が非常に各方面で起きてきているわけですが、それで科学的にいつて固定資産税なり都市計画税が上がったことが一体どれだけ地代や家賃の値上げに寄与するのかが妥当かといふことを中心にひとつ統計的に御説明願いたい、こう思うのですが、それが終わりましたからそれに関連しての質問を最高裁なりあるいは法務省のほうにしていきたい、というふう

に考えます。

○説明員(森岡敬君) 地方税法の一部を改正する法律によりまして、固定資産税につきまして新評価に伴います新たな負担調整措置を四十一年度から実施することになりました。それによりまして、税負担が若干増加するわけでございまして。ただ、私ども地方税法改正の際に、国会審議を通じて申し上げてまいりましたわけでございまして、これによる増加額といふのはきわめて微細な額でございまして。もっとも、その土地や家屋の持ち方が人によつていろいろございまして、必ずしも一律的には申せませんが、私ども申し上げてまい

りました平均的な土地家屋——主として住宅でございませう、を持っておられる方の面積と平均的な単価で計算いたしますと、固定資産税だけの場合には月額約三十円、都市計画税を合わせますと約四十三円程度、これは大都市を平均した単価で計算したものでございます、その程度の増加であらうかと申し上げてまいったのでございます。

かたがた、別途いろいろ実態調査もいたしまして、各都市の地代なり家賃の実態、それと現在の土地の固定資産税の額、それから今後負担調整によりまして四十一年度に税負担が増加いたしますが、いろいろ調査いたしますと、これまた最初に申し上げましたように態様がございますから、平均的なところで申し上げるよりいたしたくないわけでございますが、大体私どもが民間の家賃で建設省とも御相談いたしまして調査いたしましたところでは、家賃の中で土地の固定資産税の占められております比率は、高いところで三%ぐらいではございませんか、低いところというところと一%以下になる、それから固定資産税の負担調整によりまして増加いたします額の比率ということになりますと、さらにそれよりも低くなるわけでございます。あるいは〇・一%、あるいは〇・四、五%というふうな比率になります。増加いたします比率がその程度になっておるわけでございます。いま申し上げますのは家賃でございます。

次に、地代だけの中で固定資産税がどの程度になつておるか。これはまあ商業地とか住宅地とかでいろいろ異なつておりますが、平均的にやや荒く申し上げますと、一〇％というのが相当平均的のところではないか。で、負担調整によりまして増加いたしますのは、平均的に見まして二、三％の増加、こういうふうなことになるのじゃないかと考えております。

そこで、そういうふうな微細な増加でござい
ますが、新聞紙上等で、最近、固定資産税の土地の
負担が上がつたから家賃も相当額上げてくれ、こ
ういう要請が出て困つておるといふ一般の国民の
御意見等が出ております。私どもはそういう実態

を明らかにしてまいりたいということで、いま稲葉委員のお話のありました物価担当官会議に——六月三日でございます、議題をのせまして、いま御説明申し上げましたようなことを御審議、御検討願ひ、地方税法の附帯決議に付されております負担調整を基礎として不当な地代家賃の便乗値上げを排除する措置を講ずる、そのためのPRと申しますか、指導と申しますか、そういうのを各方面に積極的に手を加えていきたい、こういう御相談をしたわけであります。

はなはだ簡単でございますが……。

○稲葉誠一君　六月三日の会議に次いで、十日の会議で、自治省が、便乗値上げの場合に借り手がどうこうしたらいいと、こういうようなことについて具体的対策を立てて何か提案するということになっておるわけですか。

○説明員（森岡敬吾） 具体的な対策といまして、十日に、成文と申しますか文案を練りまして、御相談したいと思っております。ただ、直接的には地代家賃問題でございますので、建設省の所管ということで、私どもお手伝いをいたしておるわけであります。そういう形で、先ほど申し上げましたような指導なりPRなりを報道機関にも一般の土地の所有者にも徹底してまいりたい、また、法律相談所でもありますとかあるいは民生委員でありますとか、そういう相談を受ける人たちにも徹底してまいりたい、こういうふうに考えております。

○稲葉誠一君 地代家賃の増額の調停が相当簡易裁判所にも出ていると、こう思うのですけれども、全体の中から見るとあるいは少ないかも知れませんが、簡易裁判所にはあらわれないものも相当あるし、それからあらわれ方が地代家賃の増額という形だけでなくてそのほかのものに付随して

あらわれるものもありますから、なかなか統計もとりにくいと思うのですけれども、どの程度出ておりますか。あまり数は多くはありませんか。

○最高裁判所長官代理人(菅野啓蔵君) 土地建物関係の簡裁における調停の数は、大体年に二万件

くらいでございます。三十五年から三十九年までの統計をとってみたのでございますが、そういうことになります。全体の調停事件が五万から六万というのが全国の総数でございますので、約三分の一がいわゆる土地建物関係の調停事件でございます。

○稲葉誠一君　いまの話で、民事調停の中で三分の一くらいが土地建物関係だということだとお聞きするわけですが、民事調停の場合にはもつと多いんじゃないかと、こう思うのですけれども、商事調停というのは、ほとんどまあ少ないというか、手形訴訟ができてからはほとんど訴訟でやってしまうのが多いわけでしょう。民事調停の中で借地借家以外の問題というと、どんなのがありますか。あまりないんじゃないかと思うのですか。

○最高裁判所長官代理者(菅野啓蔵君) 民事の事件の中には、金銭関係の調停というのがやはりそのほかの部分としては比率が多いと思いますが、先ほど申し上げましたように、借地借家事件の特色といったしましては、調停の数が多いということ、それから訴訟の事件の中で一般の事件よりも調停和解で事件が落着くという比率が一般の事件よりも多いということが、借地借家事件の特色であらうかと思っております。

○稲葉誠一君 借地借家の事件の中で、地代家賃の増額というのをブローパーの問題として出しているのはあまりありませんか。付随して出てくるのが多いわけですか。

○最高裁判所長官代理人(菅野啓蔵君) 例の地代の増額あるいは減額請求という形の訴訟事件はないことはありませんけれども、しかしごく少ない事件で、ただいま統計を持って来ておりませんけれども、これはごく少数のものでございます。

○稲葉誠一君 地代家賃の増額だけを目的とした調停は確かに少ないと思いますね。ということとは、そこまでいかなない段階で当事者間の力関係や何かでできまっているのが多いのだらうと、こう思うんです。

そこで、お聞きしたいのは、借地借家法の、何といいますが、法律の指導と言うと語弊がありますが、すけれども、周知徹底方といいますが、そういうのを調停委員の人たちに対してどういうふうに最高裁はやっているわけですか。ということは、借地借家の調停が出ますと、借りたものの返すのがあたりまえなんだという前提で調停委員の人がやっているのが非常に多いんですよ。これは、私どもが扱うものだけじゃなくてほかのいろいろな人の意見を聞いてみても多くて、調停委員が借地借家法の精神というものをほんとうに理解してないでやっているのが多いんですね。それが一つ。それから地代家賃の増額の場合でも、地代家賃統制令があるものとなないものともちろんありますけれども、地代家賃統制令のあるものについて、統制があるんだと言うと、そんなことを言ったっていまだ統制を守っている人なんかいないんだということで、問題にしないで地代家賃の増額をしていくという形が調停委員の人に非常に多いわけですね。

これは問題は、調停委員の選び方にもあると思うんです。調停委員は、たいてい、暇がある人とか、ある程度金銭的に余裕がある人が出てくるわけですから、どうしても土地を持っている人とか、大家さんとか、そういう層の中から選ばれるわけですね。裁判所の中では、いわゆる借地人とか借家人とか、そういう層の人たちから調停委員というのはほとんど出ていないわけです。意地悪く言えば、現在の調停委員の階層別の色分けなんか求めればあれですけれども、そこまでやるのはあれですからしませんけれども、だから、調停委員のものの考え方が、借地法とか借家法があったって、とにかく借りたものは返すのがあたりまえじゃないか、借地権なり借家権というのは十分保護すべきだというそういうことを抜きにして調停をやるわけですね。そうして、まとめよう、まとめようとするわけです。まとめないといふとまるで自分の腕がないような顔をして、自分は調停委員になってからまとまらなかった事件はな

いんだ、だからどうしてもまとめてくれというよ
うなこと、無理にやっちゃうわけですね。そう
いうのが相当あるわけですよ。ですから、ま
た、帰りがけにほくらに寄る人があ
る。調停のときには、裁判官はほとんど出てこ
ない。最後のときにはちょっと出てくる程度で、しか
も名前を書いて判を押すわけじゃありませんか
ら、またまたのやらまたまたのやらの、本人
同士にはよくわからない。あとは何とかなるだろ
うというのでまとめてきて、帰りがけに「調停委
員なり何なりに押しつけられて困ってしまった」
と言って来るのが相当あるんですね。どうも調停
委員の制度というものが借地借家の事件に占める
ウェイトが大きいだけに、選り方も問題だと、こ
う思うのですが、前の問題として、最高裁判局と
して、調停委員の人たちに対してどういうような
法の周知徹底方というか、あるいは指導という
か、そういうものをやっているのですか。

○最高裁判所長官代理者(菅野啓蔵君) 調停委員
が事件に関与いたしますにつきましては、御承知
のように、地方裁判所が毎年調停委員を一年の任
期で選任するわけでございます。そうして、具体
的な事件につきましては、いわゆる調停主任の裁
判官が、毎年調停委員として一年の任期で選ば
れた調停委員の中から、その事件の調停をするの
に適當であるという人を二人以上選んでその事件
の調停をしておるわけでございます。それで、毎
年地方裁判所が調停委員として選任する
方々を職業別で見ますと、いろいろの職業の方に
調停委員になっていただいております。ございま
すが、官公吏であるとか、教員であるとか、会社
員、弁護士、医師、神職、商工業、農業、水産業
というようないくつかの職業の方でございますが、何と
申ししても、人数からいいますと、弁護士の方が
一番多い、それから農業、商業というようないく
つもの職業の方でございます。御承知のように、調停委員
を選任いたします基準につきましては、あるいは
労働委員会のように使用者側、労働者側というふ
うな委員を区別して選任するというような法律政

策もございまして、けれども、調停委員のた
だいまの現行の選任基準といえますか、どうい
う人を調停委員にすべきであるかということにつ
きましての現行法のたてまえは、いわゆる徳望良識
のある方、そういう人を選べということになってお
りますので、まあ職業は千差万別であります
が、要するに良識のある常職のある人を選べとい
うことになっておるわけでございます。

そこで、実情をいたしましてそういう方々を選
任する努力を裁判所といたしましてやっておるわ
けでございますが、ただ、私もがそういう現
状の中で一つ問題点として考えておる点は、調停
委員にかなり老齢の方が多いという点でございま
して、これはもちろん十分にその職務を尽くして
いただければけっこうなんでもございまして、それ
も、考案があるがゆえに多少いろいろの批評等を受
ける場合があることを耳にしておりますので、そ
の点につきまして何らかの今後の方針というもの
を打ち出していきたいということを一つの私ども
の問題点としておぼろげに思っております。しかし
ながら、先ほど御指摘がありましたように、何でも
かんでも地主のため、あるいは明渡が当然である
というふうなことを前提といたしまして事を処理
しておるというふうには私どもは考えておら
ないでございまして、これは、訴訟から調停に行
く事件の傾向を見ておると、訴訟で法律的
に割り切れば原告勝訴になる可能性がかなり出
てきている事案につきまして、と申しますのは、
判決を出すという被告側——借地人、借家人側
がどうも負けそうだと、しかしながら、そうす
ぐ借地人が負け家をこわすとか、あるいは借家人
が負け家を明けなければならぬというものは
必ずしもその事件について適當でないと思われ
るような事件が調停に回り、そのために、ある程度
明渡を前提としながら、しかし一定の条件をつけ
て原告側——地主側、家主側に折れてもらう、そ
して話をつけるという事件が多いというふうに見
ております。

○稲葉誠一君 私に聞いているのは、いまお

しゃつたこともわかりますけれども、調停の場合
ですね。訴訟の中から調停に回る場合なりある
は和解に回る場合は、和解の場合は裁判官がほと
んど直接自分でやられるわけですから、これはま
あわりあいに事態をよく見てやられておるわけ
ですよ。

〔理事木島義夫君退席、委員長着席〕

訴訟進行中に調停に移る場合は、もちろん調停委
員がつかまなければならない。その場合でも裁判官がわ
りあいに関与するのが多い。事態の中から真相を
よく見てやられる場合が私はあると思うんです。
それではなくて、最初から調停の事件がたくさん
出ているわけですね。その調停の事件のときに、
調停委員の人が選ばれるわけですね。いま
局長が、裁判官がこの事件の調停にはだれがいい
ということ、調停委員を選ばないと言ったけれ
ども、そんなことはどこでもやっていないわけ
ですね。主任書記官ですか、あそこそこ選ん
でいるわけですよ。選んだ結果、あれを求めら
れるわけですよ。選り方はいろいろあるわけ
で、よく事情を知っている人とか、あるいは一人は
弁護士を選ぶとか、いろいろあります。弁護士
だって、忙しい弁護士——そんなこと言っちゃ悪
いけれども、忙しい弁護士はそんなものになりま
せんね。比較的ひまな弁護士が調停委員をや
っているわけですよ。これは差しかえもありま
すから、なんです、実情はですね。

それで、調停をやっているもの、たとえば建
物、土地明渡というふうな調停のときに、借地
権があつても、その借地権というものがど
れだけの強い権利かということ、これはもちろん一〇〇%
絶対的なものじゃありませんけれども、そういう
点についての調停委員の認識が非常に違
うわけですよ。というところは、調停委員の人がや
つたり土地を持っていて、その土地を借りて家を
建てておるのだからこれはある年限
がきたら返すのはあたりまえじゃないかとい
う前

物の明渡なんか特にそうですね。借りて
は返すのがあたりまえなんだから、一定の年限を
切って返しなさいと、それがほとんどだと思
います。初めからそんなんでいい。調停委員が老
爺だといふ話もありましたけれども、老爺だから
うだといふわけじゃなくて、むしろ出身の階層
が地主の出身の人、それから大家さんの出身とい
うか、そういう人が調停委員にほとんど選ばれて
いるわけですよ。これは九〇%以上そうなの
ですよ。やっぱり、いま言った名望家が選ばれる
わけですよ。それから、結局、時間とひまのある
人ですよ。ひまと言ふとあれかも知れませんが、
が、そう言つてくると、ふだん働いている人、昼
間働いている人、そういう人は借地人、借家人
が多いわけですね。そういう人たちは調停委員に
なれないわけですね。現実の問題として選ばれて
ないわけですね。そうして、どうしても名望家で
ひまのある人ということになると、地主なり大家
さんの階層から出てくる。こういう人たちは所有
権のほうを非常に強く考えているわけですね。で
すから、私の言うのは、率直に言へば、調停委員
が、全国的に何人いるかわからぬですが、職業別
というよりもむしろ階層別なデータというものが
あればいいわけですが、そこまでは要求するのは
私ども遠慮しますから要求しませんけれども、現
実はそんな感じです。

そこで、前に戻つて、いま調停は、借地法なり
借家法が非常に多いわけですね。金銭調停の場合
はわりあいに簡単です、手形の場合はほとんど
手形訴訟ができてからそのほうへ行つており
ます。裁判官が件に立ちますから、なんです
が、借地借家の法律の精神なり、特に今度の改正
案が通れば、通つてから具体的にどうするのだと
いうふうな改正法の趣旨ですね、こういうふうな
ものをどうやって調停委員の人たちに教え込んで
いくかですね、これは私どもは非常に大きな問題
だと、こう思っています。この法案が通つた後に
そういうことをどういうふうに行うかといふこと
が一つと、それから現在借地借家法の精神と

いろいろなものについてどういふふうに調停委員の人たちに最高裁としては教えているかということですね、それをお聞きしたいわけですよ。

○最高裁判所長官代理人(菅野啓蔵君) 調停委員の人がどういふ名望家、良識家であられましても、やはり法律的に事を解決するということがい

わゆる法律事件でございまして、調停におきましてそういう知識がなければ妥協な解決がはかれないわけでございます。そこで、日調連——日本調停協会連合会、御承知のようにそういうものがございまして、この最高裁がタイアップいたしまして、新しく調停委員に選ばれた方につきま

しては、いろいろ法律問題につきまして、研修と申し上げてははなはだんでございまして、けれども、一応の講義をするということがいまの体制になつております。なお、そういう点につきま

して、不十分である、調停委員の方々の中からも少し法律的知識についてのいろいろの資料、講義を開かしてくれという御要望もございまして、あるいは調停事項であるとか、あるいは調停のしおりであるとか、そういうものを日調連あるいは最高裁といしまして調停委員の方々に配りいたす等の手段をとりまして、法律知識につ

きまして各調停委員の方々に準備をしていただくような手配もしております。

なお、昨年初めての試みでございますが、御承知のように、毎年調停委員の大会というものが各ブロック別にあるわけでございます。そのおりに、調停の協議会をやるわけでございます。これがとかく実質的な協議会にならない面もござい

ました。まあ十分な手当てとは申せないのござい

ますけれども、御指摘のような点につきましては私どものほうといたしまして問題点があるとい

うことを意識しております。少しずつでもそういうふうな方面に向かつて努力したい、かように考えておる次第でございます。

○稲葉誠一君 調停というのはなかなかむずかしいですよ、法律的にいって。いま言った法律知識がなければほんとうの調停はできないという意見は、法律家からいへばそうなんです。ところが、調停委員の人たちは、法律知識があると、また、法律知識のある人が加わると、程度問題ですけれども、調停はまたまらないという考え方を持っ

て、調停はまたまらないという考え方を持っただけですよ。だから、調停という制度が近代的な権利感覚というふうなものから見てどういふ

なりなものなのかということ、これはいろいろむずかしい議論があるかと、こう私は思いますけれども、必ずと言っていいくらい、法律的主張な

んかすると、それは裁判でやってください、調停はそんな法律的なことを言うところじゃありませんよと、こうなるんですね。だから、代理人に弁護士がつくのを非常にいやがります。調停委員の人に弁護士がつくとまともなわけですよ。調停委員が中に入つたほうがまともなわけですよ。案をつくつて押しつけるわけですよ。ぎゅうぎゅう押しつけるわけですよ。女の女なんか、どうにもし

められてくると思うんです。私どもは身をもって感じてゐるわけですよ。

いま調停協議会というのを言われましたけれども、これを裁判所のほうに変えてもらったというのはいささか理由がわかりませんけれども、これは集

まうて役員の変更をやるんですね。だれが会長になりたかというので、そればかりやっていて、集まらうて飯を食つてビールばかり飲んで終わりで

しょう。ほとんど一時間か二時間やって、ちよつといふところは温泉へ行つてやるというのもある

かもしませんけれども——その程度ばかりじゃありませんよ、そういうものもあると思ひますけれども、そういう形で、有名無実なんです、現実

は。これは、あれですね、法律知識というもののしつかりとした普及を調停委員の人にやらしてい

ただきたいと、こう思ひます。

それから調停の中に法律家が代理人となつてくるのを非常にいやがる風潮があるんです。弁護士が来るとこれわちゃや、せつかつまともなものがこれわちゃやといつてあれするのがあるんです。ぼくはこれ以上言ひませんけれども、そういうのがあります。

で調停委員の任命をしてもらわないと、借地借家法というものはこわれてしまふんですよ。その点

は十分留意をしていただきたいと、こう思ひます。どういふふうな形で各地方裁判所の所長なりあるいは会同のときにそういう話をされるか、技

術的なことは別といたしまして、いすれにしても、調停委員の選任が片寄つてゐるわけですよ。ういふものに革新的陣営といふか、そういうふう

な人がほとんどされてゐないわけですよ。多少ありますけれども、ほとんどされておられません。こ

う点については、十分御考慮を願ひたい、こう思ひます。この点について、ひとつ簡単に御答

を願ひたいと、こう思ひます。

○最高裁判所長官代理人(菅野啓蔵君) 調停委員の方が名望篤志家であると同時に、各界の層を代表されると申しますか、各界の層の利益が公平に調停の面で反映するような人選をすべきであるという御指摘は、ごもっともでございまして、そ

ういふ点につきまして、やはり改良すべきであるといふふうに考えております。ただ、実情をいたしまして、私どもも、若い人、それから現にいろいろの職業で忙しく働いてゐる人にも調停委員になつていただきたいということをお願いをする場合がありまして、なかなか受けていただけないといふ面もある点を御了承いただきたかと思ひます。が、選任の基準と申しますか、選任する際の態度といたしましては、御指摘のとおり、あらゆる職業、あらゆる階層の人の中から良識のある方を選任すべきである、かように考えております。

○稲葉誠一君 忙しいのはわかりますけれども、簡易裁判所の判事の人が、調停にはほとんど出て来ないんですよ。出て来るところもあるでしょうけれども、まとまつた場合に書記官が書いたものを読み上げるときに出て来ますけれども、あとはほとんど出て来ないんですよ。神戸ですか、非常に熱心な判事さん、吉田さんですかね、非常に熱心な判事さんがおられて、調停にはほとんど出て来て、当事者が非常に満足してゐるという話もあるのだ

けれども、そのほかではほとんど出て来ないです。それは、忙しいのはわかりますけれども、もう少し何とか出て来るように、指導と云うとおかしいが、会同なんかのときにお話しを願えないでしょうか。事件が多いのはわかりますけれども、目をきめて分配をしてやっていただきたい、こう思うんです。ほとんど出て来ない。現実はどうなんですか、忙しいのはわかりますけれどもね。

○最高裁判所長官代理人(菅野啓蔵君) 御指摘の

ように、調停に立ち会ふべき裁判官が、本来ならば調停の初めから終りまで立ち会っているのが本来の姿であらうと思います。現状が必ずしもそうでないということは、私も認めざるを得ないのであります。これは事件数に應ずるだけの裁判官の数がないという、つまり忙し過ぎるということがあるわけでございますけれども、それは本来の姿ではないのでありますから、本来の姿で調停が運用されるように格段の努力をいたさなければならぬというふうに存じております。

○稲葉誠一君 これは、ここで資料要求するとい

うことは決してございませんけれども、簡裁のいろいろな調停で金銭債務の非常に簡単なものがありますけれども、そういうのは別として、借地借家ばかりでない、ほかの調停もあります。田舎の——田舎と言っちゃ悪いですが、むしろ支部の簡裁——支部の簡裁というが、本庁でないところの簡裁ですね、それから乙号支部あたりの簡裁のときには、裁判官が出て来るのが相当あるようにも感ぜられるのですけれども、いずれにしても、現在の調停事件を裁判官が出てきて、担当した場合に、一裁判官をどの程度ふやさなければならぬかということですね。これはいまここでなくていいですよ。資料を出してくれということではない。そういう研究をばくはやっていてもらいたいと思うんです。というのは、率直な話、裁判官が出て来て調停をやってももらわないと、不安でしょうがないのがあるんです。それは、いま言ったような、何とかしてまとめよう

まとめようとするんです。調停委員は、実際問題として自分が手がけてまもらなかつたら自分の不名誉だと思つてやるということ、一生懸命やる。一生懸命はいけれども、一生懸命やるからまともなところのことでもまともなやう。裁判所に待つてなかなかしゃべれませんか、ちゃんと自分の意見を言わなかつたのが悪かつたといへば、理屈はそのとおりですけども、なかなか言えない。言わないという、承諾したことにされてしまふ。

それからもう一つ、いまの調停がきまつたらきまつたというように、何かきまつたことを明確に形式づける方法はないのですか。当事者はきまつたのかきまつらないのかよくわからないでいる人がいるんです。ただ、書記官が出てきて、裁判官が出てきて、これでいいか、これでまかつたのなら書記官読めといつて読むわけですね。熱心な裁判官は自分で読みますけれども、「このとおりでいいか」「はい」と言つてこれでおしまいでしょう。名前を書いて判子を押すわけでもありませんし、非常にきまつたやうなきまつたやうな、あとで判決にかゝる効力というのがある、強制執行できるわけですね。だから、それはなるほど法律的にはそれに違ひないんですけども、一般の国民は、何かそこではっきり自分の名前でも書いて判子でも押さなければ、調停が成立したんだというふうにはとらないんです。非常に弊害が出てくる。その点なんか、これは純法律的に言へば、よくは、いまの当事者間の契約が成立しているわけですから、何も名前を書いて判子を押さなくてもいいと思うんですけども、その点について考えていただきたいというのが一つ。

○最高裁判所長官代理人(菅野啓蔵君) 調停の場

それから借地借家の場合の調停のあれは、法律的にはどういふふうになるわけですか。当時者間の契約を裁判官がどうするのです。成立をまさか認証したわけではないでしょう。調停の法律的な効力というのは、どういふふうな性質になるわけですか。

合に限りまして、これが訴訟法的にあるいは私法的にどういふ形になるのかということにつきましては、いろいろ説もあるやうでございますけれども、要は、やはり当事者間に合意がなければならぬと思ひます。そうして、裁判所は、もちろん調停委員も、そこでその合意が任意になされた、結局任意になされた勧告によつて合意がなされたといふことを認めた上でなければ、調停は成立しないわけです。しかるに、御指摘のやうに、調停無効の訴えといふものが往々にしてございまして、それが、あるいは錯誤であるとか、あるいはさういふ意思がなかつたといふやうなことで事件が出てまいるわけでございますけれども、まあさういふ事件が出てきたときに、事件を審理しておりますときにその申し立てがためにする申し立てである場合もございするけれども、しかし、やはりほんとうに理解できなかった、合意するといふ意思がなかつたのに合意されたといふふうに表示されたといふ場合がなきにしもあらずで、したがひまして、判決におきまして、調停無効で原告と衝突するといふ場合が出てくるわけであり

ます。これは当事者に合意があつたという認定を誤つたわけでございますから、さういふ意味におきまして調停裁判官の落ち度であつたわけですね。それを修正する方法として、あるいは単に調書をつくるだけでなく、当事者に判を押さしたといふことも考えられなければならぬと思ひます。それから、しかしながら、およそ裁判官で調停に立ち会つてさうしてほんとうにここに合意があつたかどうかといふことは、責任をもつて自分で認定しなければならぬ事柄であらうと思ひます。あえて当事者の印等を押さなくても、そこはほんとうに確かめた上でやるべきだ。たまたまそこをさしなかつたといふやうな事件がございしますれば、これはその裁判官として大いに反省しなければならぬ点であらうと思ひます。

○稲葉誠一君 いまのは、調停に最初から裁判官

が関与しているなら、私はそれでいいと思うんですけども、関与してなくて、きまつたからと

いつてこつたのを持つて法廷から出てきて、ああこれできまつたのかといふやうなことでやつてゐるのが多いわけですね。とてもそこで、当事者が「いや、違ひます」とは言えないわけですよ、調停委員もそこにいるわけですから。どうも、その点、何とか方法を考えないと、不当に法律が曲げられたり、権利が侵害されたりすることが起きてくると思ひます。調停無効確認の訴えを起さして執行停止を申請しても、これは民訴の条文からいって、調停無効確認の訴えでは執行停止は出さなくてもいいことになってゐるのでしょうか。どうでしたか。請求に関する異議ではないでしよう。法律的に停止命令を申請できる場合に入つていないのじゃないですか。

○最高裁判所長官代理人(菅野啓蔵君) 調停無効で行くべきか、請求に関する異議で行くべきか、いろいろな考え方がございします。請求異議で行きますれば執行停止という仮の処分の制度もありまして、調停無効で行きましてもそれを本訴としての仮処分として執行の停止を求めることもできます。

○稲葉誠一君 いや、請求に関する異議といふの

は、しかし、あれでしよ、調停が成立した以後の、和解が成立した以後の条件、事情の問題が請求に関する異議の基本的な問題でしよ、普通の場合は、ですから、それでやる場合は条文がありますけれども、調停無効の確認なりあるいは和解無効の確認の場合には、裁判所の職権の発動を促すだけのことになるのじゃないですか。法律上の権利として執行停止の命令が申請できるというのと違ひのじゃないですか。

○最高裁判所長官代理人(菅野啓蔵君) そういふ場合の争ひ方は、もう一つ実はあるわけですね。期日指定によつて、訴訟が終了してないといふ前提のもとに、つまり和解が無効であるのだから訴訟が終了しないといふことで期日指定の申し立てという争ひ方があるわけでございます……。

○稲葉誠一君 簡単にいいですよ、横道です

○最高裁判所長官代理者(菅野啓蔵君) そういたしまして、いまの執行停止の問題は、やはり片方のほう、債権者のほうは、つまり和解が有効だといふ前提のもとに執行して行くわけでございませう。片方は、それを争う方法は期日指定の申立方法で争う方法もございませうけれども、結局その債務名義を争う方法としては、その債務名義は無効だと、その仮処分として停止を求めるという形がある、このように存じております。

○稲葉誠一君 まあその問題はここで特に論議すべきことでもありませんし、なかなかむずかしい理論です、それから実務的にもなかなかむずかしい問題がたくさんあるといふふうにぼくは思いますが、いずれにいたしましても、調停無効確認なりあるいは請求に関する異議なりで執行停止をやっていくという事は相当あるわけですね。これはもちろん引き延ばしのためにやるものなにしてもあらざるから、いろいろあると思いますが、これはやはり調停が成立したときの事情が、十分本人が納得しないで成立させてしまっているんですね。それからもう一つ、ぼくらがよく、何といひますか、相談を受けたら、あるいはいろいろな形であらうのは、「このときにはとにかく三年後には明け渡す」ということをきめなさい。そのときにはなればまた調停委員が仲に立つてあげますよ」といふようなことでもまとめてしまふ場合がある。建物収去の場合でも、「そのときにはなればまた考えてくれるでしよう」とか、あるいは「調停委員が仲に立つてあげますよ」といふようなことを言うものでありますから、それでそのときには調停委員が仲に立つてくれてまた円満に延長になつて解決するのだといふふうに思っているんですね。ところが、そんなことは調書にはあらわれていませんし、法律的な効力があることでもありませんから、結果として非常にうらむのです。調停委員なり裁判所をうらむといふ形があるんですね。非常にぼくは残念だと思ひまして、どうもこの調停といふものはいいあれですけれども、問題点がことに借地借家の問題にからんで非常にたくさん出てきているとい

うことを考えるわけですが、これはいづれにいたしましてもまた別のこの法案と離れた問題にならうかと、こういうふうにも思ひます。それからもう一つは、訴訟額の関係で、建物収去、土地明渡なり家屋明渡が、ほとんど簡易裁判所にかかるようになってきております。十万円以下ですが、固定資産の評価でいくと、ことに地方の場合は非常にそれにかかるわけですね。ですから、たいへん失礼な言い方ですが、簡易裁判所の判事の人にはやはり借地借家の法律の研修を願ひたい、こういうふうにも考えます。現実にはどのようにやっておられるのかというのを、将来借地借家法が改正になった場合のこととも考えられて、どういふふうにするのか、こういう点について簡単に回答を願ひたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(菅野啓蔵君) ただいまの統計で見ますと、借地借家事件が六千件で、そのうち、半数が簡裁で、半数が地裁といふような形になっております。それにいたしまして、御指摘のように、先ほど自治省からもお話がございましたように、固定資産の評価の問題が三十九年までは非常に低かったわけでございます。その関係で、実際に評価の高いものが簡裁に行くという事件はございませうけれども、三十九年以後はその評価の認定につきましてやはり固定資産税の評価額といふことを基準として実務上やっておりますので、かなりのものが地裁のほうに回るといふような傾向になっております。

それから研修の点でございませうが、御指摘のように、簡裁判事に対する研修といふことは非常に重要なことであると私も考えておりました、いわゆる初任研修といふのはこれは約三カ月近くやっておりますけれども、これでもまだ不十分じゃなかろうかといふことで、なるべくその初任

研修を長い期間やりたい。それから任官いたしました後におきまして、管内におきます簡裁判事の数等によりまして多少違ひますけれども、大体二年おきか三年おきくらいには一カ所に集めまして一週間くらいは研修をしております。それから毎年簡裁判事の会合といふことをやっておりますけれども、これも高裁別のブロックでございませう。この協議会の内容は、普通の裁判官の協議会、会合とは多少趣を異にいたしまして、内容的にはむしろ研修に近いといふような方法でやっております。それでその時期時期によりまして、たとえば昨年あたりはやはり手形の会合であるとか研修であるとかといふことに主眼を置かざるを得なかつたわけでありましたが、このたびはやはり借地法といふ問題が表面に出てまいりますので、こういう問題点を研修の問題として取り上げてまいりたいと思つております。

○稲葉誠一君 自治省の方がおいでになつておりますので、これは自治省の管轄で、いまの固定資産税や都市計画税が上がるのが地代家賃にどういふふうに移行するかといふことをいま御説明願ひたいわけですが、今度は物価が上がつたから地代家賃を上げろという動きが盛んにあるわけですね。これは、一体、物価といつたていろいろあるからたいへんむずかしいんですが、科学的に妥当性があるのかといふことですね。どこでわかるのですか。これは企画庁ですか。科学的にはなかなか無理ですけれどもね。

○説明員(森岡敏君) 地代家賃の問題を直接所管しておりますのは、建設省と思ひます。それから物価問題との関連では、企画庁ももちろんいろいろ検討はいたしております。私どもは税の点だけでございまして、ちよつと地代家賃までわかりかねます。

○稲葉誠一君 そこで、最高裁にお願いといふか、あれしておきたいのは、いまのは、固定資産税と都市計画税が上がつて、それで地代家賃にどういふふうにはね返るかといふことの一定の科学的なものが自治省から出てくるわけですね。それで物価担当官會議で十日に正式に提案されるわけですが、それからもう一つは、物価が上がつたやつがどういふふうにはね上がるかといふこと、これはまあ物価のとり方にもよるし、なかなか言いにくいといふか、統計はとりにくいと思ひますけれども、いづれにいたしましても、近ごろあらわれておるのは、税金が上がつたから物価が上がつたから地代家賃を上げろという形でどんどん迫つていくわけですね。現実にはどういふわけなんですか。そうすると、これが調停に出てくるわけですね。そうすると、調停に出てくるときに、地代の増額といふプロパーな形で出てくるのは私はある場合には少ないかと思ひます。だけれども、ほかのものに関連をして出てくるのは私にはそうすると、また調停委員は、そんなに物価が上がつたんだから、税金が上がつたんだから、地代が上がるとはあたりまえだ、家賃が上がるとはあたりまえだといふやられるわけですよ。それが一つと、まあ率直にいうと、まだ公定が残つていますから、その公定どおりといふことはなかなかそれはあれかも知れませんが、公定があるんだと、この借地の上に建つ建物の地代については公定があるんだといふことを言ふと、そんないまごろ地代家賃統制令なんていうのはおかしいんだと、こう言ひ出すわけなんですね。非常に困るんですね。ですから、地代家賃にどういふふう

る資料を各地方裁判所に、簡易裁判所ですか、十分流して周知徹底させるようにこれはぜひお願いしたい、こう思うんです。この方法をどういうふうにおとりになるおつもりですか。裁判所としては、こういうふうによれといふことまで言えるかどうかは、これはよく問題だと思ふんです。だから、これは民間の出した資料ならそれは別ですけれども、政府の出した資料がこういう資料なんだから、十分この点については周知徹底させるようにといふことなら言えと、こう思うんですが。こういうふうによれに下部の裁判所に対してやれとまでは言えないにしても、こういう資料が出て、こういうものなんだといふことの徹底はできるんだと、こう思いますかね。

○最高裁判所長官代理者(菅野啓蔵君) 固定資産税がある程度今度の改正で上がりますと、建設省の告示によりましてある程度地代家賃といふものが上がつてまいるといふことは、法律的にそういふことになってくることとございますから、それがあつてある程度裁判所は調停の実情の上に反映してくるであらうといふことは、私も予想はしております。しかしながら、地代家賃統制令の十条で、裁判所が統制令の定めによらずとも形式的に従わなくて裁定ができるというふうになっておりますけれども、この裁定の限度といふものはたしてどういふものであるかといふようなことにつきます。従来とも裁判官会同等におきましていろいろ議論がなされておるのであります。大体の結論をいたしましては、地代家賃統制令十条による裁判所の調停の地代の価額といふものは、やはり認定額であるとか提示額であるとかといふものと無関係のものではない、やはり地代家賃統制令の法律の趣旨を形式的には必ずしも守るべきものではないとしても、その精神といふものはやはり十条で調停をする場合でも生かしていかなきゃならぬといふふうに裁判官の会同等でも議論されておるわけでございます。

そこで、今度法律的に地代家賃が上がるわけでございますけれども、これがいわゆる値上げムード

といふものになつてあらわれてきてはいけないわけでございます。まして、裁判所をいたしましては、先ほど申しました十条の規定で調停をやる場合には、統制令の趣旨といふものを十分に含んで、その上で調停をして、決して値上げムードといふものに従つてはいけないといふふうにと考えておるわけでございます。まして、裁判官はやはり法律を見てその趣旨に従つて事件を処理すべきものでありますから、法律の趣旨を解釈していけばさういふふうになるといふふうによらずや裁判官は考えるであらうと、さうしてその趣旨に従つて事件を処理していくであらうといふふうにと考えておるわけでございます。

○稲葉誠一君 それはわかるんですが、固定資産税なり都市計画税が上がつたといふことで地代家賃にどの程度はね返るべきが妥当かといふことの認識がばく然としておるわけですね。だから、いま言つた科学的資料が出たわけですから、科学的な資料に基づいて、自治省ではさういふ見解なんだといふ形の資料をつくつて裁判官に会同のときなりあるいはその他のときに流していただくといふことをひとつお願いしたいのですが、同時にですね、裁判官が調停にずっと関与していればよいと思ふんです。さうでないから問題なんです。裁判官が出て来ないから、調停委員がやるんですからね。だから、そのところが徹底して、いなく、わけがわからなくなつちゃうですから、裁判官に徹底させると同時に、調停委員の人にそれが徹底するように、これは自治省なり建設省なり企画庁の科学的資料を付けて、さういふふうな研修といふか徹底方をぜひはかつていただきた。これはほとんど値上げがはかっていますから言っているわけですね。

○最高裁判所長官代理者(菅野啓蔵君) 自治省それから企画庁等の資料の扱いにつきましては、お話しは、御趣旨はともともございますので、資料を求めまして、さうして検討の上、各地に流すべきものは流して、さうして今度の固定資産税の値上げの趣旨といふものを裁判官、調停委員にま

で徹底させるような方を講じたいと思ひます。○稲葉誠一君 それからもう一つ、別のことですが、この法案が通つた場合に、最高裁判所としてはさういふふうな準備といふか処置といふものを本年度なりあるいは来年度以降に降しなげなならないのかといふことなんですが、裁判官に聞きますと、これは法律が通つたらかなわぬといふ意見が相当あるんですね。とてもこれは忙しくなつてやつてかなわぬなんて言っている人も相当いるんですね。裁判所によけいなことばかりやらして困つちゃうと言ふ人もだいたいいますよ。具体的にさういふふうにしていくわけですか。人数の増加の問題もあるでしようし、事務の分配の問題もあるし、いろいろあるわけでしょう。現在の予算の範囲でできることと、新しく予算をつくつてさうしてやらなきゃならぬことと両方あると思ひますね。そこはさういふふうにお考えなんです。

○最高裁判所長官代理者(菅野啓蔵君) この法律が施行されますれば、裁判所としてはその受け入れ態勢をいたしまして当然予算的に措置をいたしませんと、この法律が予期しております借地借家関係の紛争の迅速かつ適正な処理といふことができないわけでございます。施行の時期は来年の六月になるわけでございますから、本年は施行準備のための裁判官の会同をするための予算しかとっておりませんけれども、来年度は人員の要求等につきましても相当程度の予算措置を講じなければならぬと思つております。私も、これは見込みでございまして、推計した推定の数字しか申し上げられませんが、この法律によつて裁判所に出てくる事件といふものは、非訟事件として一万件、調停事件として一万件近く出てくるのではないかと。そのためには裁判官として百名近くの増員を必要とするといふふうにと考えられるわけでございますけれども、しかし、これが来年度すぐそれだけの事件が出てくるかといふことにつきましては、やはりこの制度の普及の程度がございまして、まず、三分の一程度にのみまして、人

員の要求でも、百人必要なものとすれば三十人程度の人員の要求をしなげなならないといふふうにと考えておるわけでございます。その他、施行に關する会同、あるいは鑑定委員の選任あるいはこれの講習あるいは日当等につきましても相当程度の予算の要求をしなげなならないと思つております。

○稲葉誠一君 予算の要求は最高裁判所が直接できるわけですが、法案の提出は文部省ですが、法務省としては、本年なりそれから明年度以降においてこの法案が通つた場合の予算の問題について大蔵省との間でどの程度の話し合いがついて、どの程度の了承が得られておるのですか。これは法務省としてはやつていないわけですか。

○政府委員(新谷正夫君) この法律案と予算との関係でございますが、法務省はこの予算に關係がございせん。裁判所と大蔵省との關係になるわけでございます。と申しまして、政府側をいたしましては、先ほど裁判所側からお話がございましたとおり、この法律案の趣旨に従ひまして、事件が迅速適正に処理されることを期待しておるわけでございます。したがつて、裁判所におきまして必要な予算が十分確保できますように、また、裁判所内部の体制も十分整備されまして法律の実施に当たつていただけるように期待しておるわけでございます。

○稲葉誠一君 最高裁のほうとしては、いまの百名といふのは、簡易裁判所の判事ですか、地裁も入れるのですか、はつきりしなかつたのですが、それは大蔵省との間で、これは民事局のあれじゃないかと思ひますが、経理局ですか、どの程度の話がついておるんですか。

○最高裁判所長官代理者(菅野啓蔵君) まず、裁判官の振り分けでございますが、これは地裁、簡裁込みでございまして、その内訳につきましては、まだ正確な数字を出しておりません。

大蔵に對しましては、法案の説明はもちろんであります。大体来年はこの程度の要求をしなげなならないといふ説明はしてございまして、それ

で、法案を政府案として出されますにつきましても、大蔵ももちろん見ているわけでございます。本年度の法案が出たということにつきましても、来年は裁判所としてのかなりの要求をするという事は、私のほうから連絡しておるわけでございます。当然相当の予算を要するという事は、大蔵省としても予期しておるところであらうと思ひます。

○稲葉誠一君 本年度は、あれですか、特にこの改正に關連しての予算は組んでないんですか。あるいは、組んだとして、さらに明年度から施行されるならば、その準備のために増額しなければならぬとかなんとかいうことはあるんですか。そこまではいまいんですか。

○最高裁判所長官代理者(菅野啓蔵君) 實際に動き出すのが来年度のことでございまして、予算を要する大部分のものは来年度の予算要求として、本年度といたしましては、私のほうにいたしまして、法案が成立するまでの間にやはりいろいろの準備がございまして、といひますのは、規則の關係もございまして、そういう關係で裁判官會同を開かなければなりません、そういう意味での予算は認められておりますし、それを支出するつもりでおります。

○松野孝一君 私は、時間もそうありませんので、總論的なことをちよつとお聞きしたいと思ひます。

まず、第一に、現在の借地關係は、借地人側の無断の増改築や無断の譲渡が多い反面、地主側も法外な権利金や承諾料などを要求する事件が多いなど、秩序のない、無秩序と言つてもいい面があると思ひますが、これがためにこの法案も出されたことと思ひますが、これも必ずしも十分とも思ひませんのでありますが、とにかくいま國が大馬力で推進しておる住宅建設もこのままでは十分達成されないと思ひますが、この点について御見解をちよつと承りたいと思ひます。

○政府委員(新谷正夫君) お説のように、現下の借地借家事情と申しますと、必ずしも秩序ある状態

況下にあるとは決して言えないわけでございます。ことに、戦後、土地の事情あるいは住宅の事情が非常に窮乏になってまいりましたために、一そうさういつた不都合な關係、あるいは当事者間の争ひというふうなものが増加いたしてまいりましたわけでありまして、ことに、借地關係におきまして、堅固でない建物を所有するために土地の賃貸が行なわれておる場合に、借地人が地主に無断でこれを堅固の建物にするというふうな事例とか、さらにまた、増改築の禁止の特約があります場合に、これを無視して増改築を敢行してしまふというふうな事態が往々にしてあるわけでございます。裁判所にもさういふ關係の事件が多くなつてまいりまして、必ずしも法律關係が円滑に進行してゐるというふうには考えられないのでござい

ます。そこで、さういふ紛争をできるだけ防止いたしまして、しかもその間に貸主側と借り主側のやはり利害の調整というものを考へてまいらなければならぬのでありまして、一方のみの立場に立つて事を処理するということは決して適當な措置ではないわけでありまして、さらに、土地建物の法律關係を合理的なものにして、現在の社会情勢に合致するような方向へ持つていく、また、土地の合理的な利用を促進することに少しでも寄与するということを考へなければならぬわけでございます。政府におきましても、いろいろの方面から土地対策あるいは住宅対策というものを推進いたしておるわけでございますが、法務省の所管といたしましては、当事者間の私法關係を規律いたします借地法借家法の關係が中心になるわけでございます。少なくとも当事者間の法律關係を合理的なものにして紛争を少なくし、しかもそれによつて土地の有効利用に少しでも寄与できるならばということを考へまして、今回の法律案を提出するに至つたわけでございます。

もしも今回とちよつといたしております措置がとれないようなことになりましたと、たとえば借地条件を変更するというふうな問題の場合、地主が承諾しないために借り主が勝手に堅固の建物を建て

てしまふということによつて契約違反の問題を起す、それがまた訴訟に進展していく、また、逆に何らかの方法でこれが合理的に解決されません、土地の有効な合理的な利用ということに非常に差し支わりを生ずるわけでありまして、増改築の禁止の特約を無視して増改築を行なうというふうな場合におきましても、同様の問題があるわけでありまして、さらに、借地上に建物があるわけでは、これを他に譲渡いたしますことに伴ひまして借地権そのものが譲渡されたり、あるいは借地の転貸が行なわれるということになるわけでございますが、これも現状のままに放置いたしますと、増改築の場合と同様のめんどろな問題が起きるわけでございます。現に、さういふ事件がたくさんあるわけでございます。さういふ問題をできるだけ円満にしかも合理的に迅速に解決するということが必要なのでございまして、借地法、借家法の改正は、さういふところを中心のねらいにいたしておるわけでありまして、

現在の住宅建設との關係も、確かにこれはないではございませぬけれども、住宅建設ということになりますと、やはりその住宅そのものの建設を推進していくという積極的な面がこれほどあります。まず先行することになると思ひますが、借地法、借家法が紛糾するといふふうなことになると思ひます。せつかくの住宅の建設といふことも半ば意味のないような結果になる場合が生ずるわけでございます。借地法、借家法が合理的に改められるということになりますれば、若干ではございませうけれども、政府の行なうといひましております住宅建設にもある程度の寄与がなされるであらうといふふうに確信いたしておる次第でございまして、

○松野孝一君 いまのお話で、非常に改正案の重要なことがわかりました。また、政府がいま計画しておられます住宅推進政策にも非常に關係のあることもわかりました。しかし、今日まで私のところに来ては陳情書なんかを見ますと、借地法、借家法の改正案が、地主のほうを無視して賃借人保

護法である、あるいは、所有權を破るというやうなことを使つて盛んに陳情があるわけですね。多くのところだけでも十ぐらい来ております。あるいは借地権の物權化をはかる意圖があるとか、さういふやうなことをまていろいろ書いてきてゐるのですが、さういふと見ると、地主のほうもよく考へ、あるいは家主のほうもよく考へてゐるというふうには思われるのですが、必ずしも借地人あるいは借家人のみを保護してゐるようには見えないのであります。さういふことを言うのは、何か皆さんがさういふお考えをお持ちなのか、それに対する御見解を承りたいと思ひます。政府のほうにも行つてゐるのじゃないかと思ひますが、

○政府委員(新谷正夫君) この借地法あるいは借家法という法律は大正年代にできました法律でございまして、第一次世界大戦後のわが國の借地事情あるいは住宅事情が非常に窮乏になりましたときに、借り主の立場を重視いたしまして借地法、借家法といふものが制定されたわけでございます。したがって、その精神は、これはいまさら申し上げるまでもなく、借地人、借家人の立場を十分保護しようといふところにあるわけでございます。しかし、現行の借地法にいたしましては借家法にいたしましては、貸主側の利益を全く無視するといふことにはなつておりません。いろいろと法律關係を規定してございまして、これにつきましましては双方の立場をやはり考へながら、その調整をはかるようになっておるわけでございます。しかしながら、第二次大戦後の借地事情、借家事情は一そう窮乏を加えてまいりました現在におきまして、現在の借地法、借家法だけではまだ不十分な点があるのではないかと、さういふことから、今回の法律案を提案することになつたわけでございます。

これは、本来の借地法、借家法の精神はそのままにいたしまして、現行の借地借家法では十分まかないきれないところを最小限度に手直しいたしまして借地借家關係の合理化をはかつていこう、さういふ趣旨でございまして、したがって、借地

人の立場も十分考慮いたしてありますと同時に、また反対に貸主側の利益もこれは無視できないわけでございますので、その間の利害の調整というものを十分に考慮したわけでございます。

いろいろ巷間伝えられますところによりまして、今回の法律案は所有権を全く無視するものであるとか、あるいは従来の債権である賃借権を物権化するための一つの段階であるというふうに言われる向きがございます。しかし、先ほど稲葉委員からも御質問がございましたように、いろいろ検討を加えました段階におきましては、理論上の問題といたしましては物権化ということも確かに考えられる。これは古くから法律関係の学会においてもいろいろと論ぜられたところでございます。現行の借地権というものを一元化してすっきりした形にする、さらに投下資本を十分に活用できる道を開くには借地権というものを物権にしたほうがいいという考えがあるわけでございます。しかし、これも、先ほどの御質疑で私お答えしたつもりでございますけれども、いろいろ各方面にそういう法律的な構想をとることに對する批判的な意見があるわけでありまして、先ほどそのごく概要を申し上げたわけでございますけれども、現在の情勢下においてそこまで進むことは適当でない、むしろ部分的な改正によって現在の借地法なり借家法の不利と認められる点を改めていくという方向に持っていくのが相当ではないかという意見が多いわけでございます。そこで、政府といたしましては、現在の債権であり賃借権をこれを物権にしようというふうなことを考えておるわけではございません。ただ、賃借権でございますと、やはり債権関係でございますので、どうしてもそこに投下資本の回収というふうな観点から考えてみますと若干不便があるわけでございます。この不便をある程度緩和して、投下資本の回収もできるようにすると同時に、また、地主側の利益もその際に十分考慮する道があればこれにこしたことはないわけでございますので、そういう趣旨におきましてこの法律案についていろいろ

考慮を加えたつもりでございます。所有権を無視するとか、あるいは賃借権を物権化するとかいことが言われておりますけれども、そういう考えを政府として持つておるわけではございません。さらにまた、非常に各方面から言われたことと

ございまして、わが國の全般にわたって統一的な借地借家関係の慣行というものがなく、それぞれの事情が違ふんじやないか、そこへ画一的にこのような法律を施行することにも問題があるのではないかといいことが言われております。しかし、私どもの調べましたところでは、たとえば権利金の授受というふうな問題にいたしまして、一部で言われておりますような状況下にはなく、むしろ、どちらかと申しますと、そういう慣行がないといわれておる方面にむしろ實際問題としては権利金の授受の行なわれてゐる例が多い。これはパーセンテージからそれがわかるわけでございますが、そういう實際も公式に確認できるわけでございます。したがって、それぞれ立場の方がいろいろの御意見をお持ちであろうことも十分わかるわけでありまして、また、反対意見が全くないということもこれはいかなる法律案につきましても考えられぬことでございます。それぞれのお立場の方がそれぞれのお立場からいろいろ御意見をお寄せになることはこれは当然でございます。むしろ一律にそういうふうな慣行の差異があるというのを言い切ることも逆に適当でないんじゃないかということが考えられるわけでありまして、そういうことから考えまして、いろいろの反対するような趣旨の御意見もございまして、この法律案をいかに御検討ください。ならば、大体そういう現在問題にされておるような事柄も十分これによって解決し得るようになつておるといふふうに政府といたしましては確信いたしておる次第でございます。

の賃貸とかいような問題もあります。ところが、わずかに二点より改正ができていないですね。これは、今後借家の問題についての改正を検討する御方針ですか、どうなつておりますか。

○政府委員(新谷正夫君) 借家関係につきましては、お説のように大別いたしますと二つの点について改正いたそうといたしておるわけでございます。ただ、たゞいま例示されましたようなアパートの賃貸の場合、その他こまかく考えますといういろいろの形態のものが考えられるわけでありまして、それはそれなりにそれぞれの特長事情を考慮に入れたまはしてこの借家法が適用されるべき筋合いのものであるかどうかというのを裁判例あるいは学説等を通じて現在の大体の考え方というものが方向づけられていきつたように考えられるわけでありまして、こまかい形態を一々ここで考えますと、非常にめんどろな問題が起きてまいります。たとえば、たゞいまアパートの賃貸のお話でございますが、よくアパートなんかにごさいますケース貸しというのがございます。こういふ場合になりますと、さらにその限界がはつきりしないような問題がございまして、借家関係の形態を究明に分類するということもなかなか困難な問題でございます。確かに、お話のような点を明確にしていこうということは今後必要になつてこようと思つてございまして、今回の改正につきましましては、そこまでは手が及ばなかつたわけでございます。さしあたり大きなところで、どうしてもこの際合理的な解決をはかつていく必要があるという緊急必要の最小限度のところにとどめたというのが実情でございます。

な点を考慮してやつておるようであります。この非訟事件手続法によつてやつたということはお憲法上の疑義があるという説もあるようであります。この点はどうか考えておりますか。

○政府委員(新谷正夫君) 今回の改正案におきまして、特に借地法の第八條ノ二、第九條ノ二の關係の裁判につきましましては、非訟事件手続法によるということにいたしてございまして、これは、この内容をござらぬいただきますが、この法律に定めてございましてそれがそれ自体争訟の対象にはなれないものなのでございまして、争訟事件と非訟事件の違いの問題になつてこようかと思つてございまして、たとえば八條ノ二の關係について御説明申し上げますと、もしも借地条件に違反して借り主が勝手に堅固な建物を建ててしまつたということになりますと、これは當然契約違反になります。契約違反になりますと、貸主のほうはこれを理由といたしましてその賃貸借契約を解除するという手段に訴えてまいるわけでありまして、そうなりますと、借り主側は、いや形式的には借地条件に違反してゐると言われても、これは実質的には正当だという主張をするであらうと思つております。そうなりますと、契約解除そのものが有効であるかどうかということが争ひになつてまいります。とことんまでまいますと、これが裁判所に持ち出されて訴訟という形になつてまいります。ここで争われます対象物は、契約解除の結果、賃貸借関係というものがなくなつたという貸主の主張と、いや、そうではないと、解除は無効である、したがつて賃貸借関係はまだ残つておるといふ主張が相對立するわけでございます。その賃貸借関係あるいは賃借権というものの存否を確定いたしますのが民事訴訟でございます。すでに争ひになりました法律關係をあるかないかというのを裁判所が判断してその存否を確定するというのが訴訟でございます。こういふ争訟の場合にその道を閉ざすことは、これは憲法違反の疑いがあるわけでございます。

ところが、今回の借地法で定めておりますものは、そのような法律関係の存否の争いを裁判所できめようというのではないわけでございます。規定にも明確に定めてございますが、たとえば借地条件を変更しようという場合に、借り主がまず貸し主に相談を持ちかけるわけでございます。そこで話し合いがつきましますれば、それで万事解決でございますけれども、どうしてもそこで話し合いがつかない——そこから先の問題でございますが、もし話し合いがつかないために、借り主が無断で借地条件を無視して堅固の建物を建てるということになりますと、先ほど申し上げたような訴訟になるわけでございますけれども、そういうふうな形に持つていかないで、むしろ賃借権があるかないかという争いに立ち至ります前の段階で当事者間の法律関係を合理的に形成していくというものをこの法律案は考へておるわけでありまして、話し合いがつきましません場合に、借り主の側からたとえば裁判所に申し出て、その借地条件を変更してもらいたいという申し出をいたすわけでございます。裁判所は、諸般の事情を十分考慮に入れます。その当事者間の法律関係を将来いかにあるのが合理的であるかということを考へまして後見的な見地からその法律関係を合理的に形成変更していくという作用を営むものでございます。

したがって、従来の権利関係の存否を争つて、それがあつかないかということを確認するのではございませんで、これから先貸し主と借り主との間の法律関係をどういふふうに定めていくかということでございます。いわば行政的な処分と言つてもよろしいかと思つてございますが、したがって、これは本来憲法で言つておりますような訴訟ではないわけでありまして、したがって、こゝに訴訟を提起するところは決して憲法違反にはならないというふうに考へるわけでありまして、ここに、訴訟の場合でございますと、先ほど申し上げましたように、単に賃借権があるかないかというものを判断の対象としたわけでありまして、訴訟を提起して裁判を求める趣旨も一

にその点にあるわけでありまして。裁判所は、それ以外の点について判断はできません。しかし、今回の非訟事件におきましては、将来の法律関係をいかに形成していくか、合理的に法律関係を形成するかというものを裁判所が考へて、それを非訟事件手続によつて裁判の形で定めるわけでありまして、その際に貸し主側あるいは借り主側の立場を十分考へまして、双方の利益を公平にはかるための特別の処分ができるようにいたしてございまして。これは、本来当事者が申し立てしていただくも、裁判所がその配慮を行ないまして当事者の利益を公平にはかるために特別に処分ができるというところになるわけでございます。このことは、従来の訴訟によつてはできません。非訟事件でございますから、こゝに当事者の利益の公平をはかる特別の処分もできるわけなのでございます。例をいたしましては、現にすでに羅漢都市借地借家臨時処理法あるいは家事審判法におきまして、いろいろの法律関係を形成変更する手続を非訟事件手続法でやる例が多々あるわけでございます。これにつきましては、先ほどの御意見のような憲法違反ではないかという訴えが起されまして、最高裁判所まで行つたわけでございますけれども、いずれにいたしましても、そういうたつた事案につきましては、これは憲法違反にあらずといふはつきりした結論が出ております。今回の非訟事件手続法によることにいたしましたのも、全く同様の考へに立つておるのでございまして、憲法違反の疑いは毛頭ないというふうに考へるわけでございます。

ただ、事柄が、借り主と貸し主との間の非常に微妙な問題になります。訴訟の対象になるような法律上の紛争ではございませぬけれども、やはりそこに利害の対立、あるいはこれは争ひと言つてよろしいかと思ひますけれども、そういう対立関係がございまして、これを非訟事件において処理をいたします場合にも、やはり訴訟に近い形で双方の主張を十分尽くさせる、また、証拠調べも当事者の申し出に基づいて民事訴訟と同じ形にお

いて証拠調べを行なつていくことが望ましいのではないかと考へるわけでありまして。非訟事件手続法でございまして職権主義になつておりまして特に対審的な構造をとることにいたしましたわけでございます。まあこれによりまして十分に貸し主側、借り主側の主張、立証も尽くし得る機会を与えたわけでございます。もちろん憲法違反ではないと考へますと同時に、従来の非訟事件手続法では十分でなかつた点につきましても、以上申し上げましたような点におきまして配慮を加えたつもりでございます。

○松野孝一君 最後に、最高裁のはうにちよつとお伺ひいたしたい。これはもうすでに稲葉委員からの御質問がありましたので、特に申し上げることもないですけれども、さつきお話しした——もしこの法案が通りますれば、一年以内に施行することになつておるようであります。来年度これをまあ施行するに付いての人員の要求とかその他の要求が必要なわけでありまして、裁判官何人と言ひましたかな、来年度要求するのは、ちよつと簡単におつしやつてくだされませんか。

○最高裁判所長官代理者(菅野啓蔵君) 先ほど概数で申し上げたわけでございますが、法律が全面的に施行されますと、百名足らずの裁判官が必要である、しかしながら、制度のしかれました当初におきましては、それほどまだ趣旨が国民に普及しておりませんので、そう急激には事件が出てこないといひますと、まず三年たつて先ほど申しました百名程度の人を必要とするような事件が出てくるであらう、そういういたしますと、来年度の予算要求といたしましては、まずその三分の一、三十名弱の裁判官としては増員の予算要求をする必要がある、それに伴ひましてもちろん書記官であるとか事務官であるとか付属の要員の予算、事務的な増員の予算要求もいたさなければならぬ、かように思つております。

○委員長(和泉寛君) 本案に対する質疑は、本日はこの程度にいたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後三時二十分散会